

「第八次千葉県障害者計画策定に向けた関係団体からの意見等」

NO	団体名	第八次千葉県障害者計画に期待すること	「第八次計画に期待すること」の、第七次計画での関係施策	障害者福祉推進課・障害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
1	千葉県中途失聴者・難聴者協会	・要約筆記者養成について、千葉聴覚障害者センターに登録している要約筆記者が不足しておりますので、養成講座受講生を確保するために、各市町村に養成講座受講案内を市政だよりなどで確実に広報する様に取り組む必要があります。 ・要約筆記者の派遣条件について、身体障害者手帳所持者としている市町村が多いことから、中途失聴者・難聴者への合理的配慮を確実に行うようにするため、派遣条件の見直しに取り組む必要があります。聴力の低下により社会生活に困難をきたしている人で身体障害者手帳を所有していない人は多くおります。	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、（5）手話通訳等の人材育成、手話等の普及促進	障害保健福祉推進班	○権利	
2	千葉県中途失聴者・難聴者協会	・県や各市町村主催の行事について、文字情報がなく理解できず伝わらない事例が多くあることから、中途失聴者・難聴者に確実に伝わるようにするため、行事には文字情報と要約筆記を配置するように取り組む必要があります。 ・読話学習について、口元を見て読み取る視覚情報が聞こえない、聞こえにくい人にとって話を理解するには重要であることから、読話学習会を言語聴覚士による指導で継続的に取り組む必要があります。千葉県中央障害者相談センターからの講師派遣を推進してください。 ・健聴者が中途失聴者・難聴者に筆談を通して対人援助を学ぶ「聞こえのサポーター講座」について、家庭や職場で大変有効なコミュニケーション学習の取組みであります。現在開催しているいくつかの市の講座を県内各市で開催とするため、筆談の有効性を広く周知することに取り組む必要があります。		障害保健福祉推進班	○権利	
3	千葉県中途失聴者・難聴者協会	補聴器や人工内耳の聞こえを補うヒアリングループ（磁気誘導ループ）の設置や配備について、効果を確実にするため、スピーカーや受信機も備えるように取り組む必要があります。	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、（6）情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発	障害保健福祉推進班	○権利	
4	千葉県中途失聴者・難聴者協会	手話講習会について、中途失聴者・難聴者がコミュニケーション手段の一つとして手話も重要であることから、中途失聴者・難聴者も学べる要約筆記の付いた学習の場を必要とするため、講習会開催に取り組む必要があります。	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、（6）情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発	障害保健福祉推進班	○権利	
5	千葉県特例子会社連絡会	障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実について、特例子会社の各社とも、就労者の自立と定着に努めていますが、どうしても就労が持続できなくなった場合に、移行できる体制も相談できればと、悩む場合があります。対策としての強化・充実を第8次でも取り上げていただきたい、期待したいと思います。		事業支援班	○就労	産業人材課
6	千葉県身体障害者施設協議会	大規模災害を想定した障害者の避難計画と、必要な資源・環境の整備。令和元年10月に千葉県全域を襲った台風被害の教訓を基に、疾病・障害特性に応じた対応を千葉県及び市町村で検討と準備をして欲しい。	8様々な視点から取り組むべき事項、（6）暮らしの安全・安心に関する支援	計画 障害保健福祉推進班	○入所・地域	危機管理政策課
7	千葉県身体障害者施設協議会	人材の確保・定着について処遇改善交付金にて改善されつつあるもののサラリーマンの平均年収に遠く及んでいない。人材確保・定着のためにはサラリーマンと同額程度になるように更なる取組みが必要である。	8様々な視点から取り組むべき事項、（1）人材の確保・定着	地域生活支援班	○入所・地域	
8	千葉県身体障害者施設協議会	障害のある人の地域生活への推進に向けて、グループホーム等の整備は充実できていると思われるが、夜間医療的ケアが必要な方や重度の身体障害のある方が使えるグループホームが少ないため整備をしてほしい。また、地域で生活するには地域住民の共生社会の周知に取り組む必要があるのではないだろうか。	1入所施設等から地域生活への移行の推進、（1）グループホーム等の充実及び地域生活拠点等の整備	事業支援班 権利擁護	○入所・地域 ○権利	
9	千葉県身体障害者施設協議会	障害のある人の相談支援体制について、相談支援専門員の確保に向けて新型コロナウイルス感染症により養成者数が減ってしまったことから、オンライン等の講習も取り入れ感染対策をしっかり行い、相談支援専門員の確保に取り組む必要があると思われます。	5障害のある人の相談支援体制の充実、（2）地域における相談支援従事者研修の充実	地域生活支援班	○相談	
10	千葉県身体障害者施設協議会	医療的ケアのある方の受け入れ先が少なく、障害者施設で医療的ケアのある方の受け入れをするにあたり、研修費用の助成金を出していただきたいです。		事業支援班	○入所・地域	
11	千葉県医師会	令和4年3月25日に第二期成年後見制度利用促進計画が閣議決定され、令和4年度から令和8年度まで計画に基づいて施策が実行されると思われますが、第七次千葉県障害者計画において成年後見制度についての項目がありません。成年後見制度は財産管理だけでなく、身上保護の観点から制度利用を促進する必要があり、第八次障害者計画に盛り込むべきと考えます。特に後見人の受任者の不足が考えられるため、市民後見人の養成についてすべての市町村が取り組むよう勧めていただきたいと思います。	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、（3）地域における権利擁護体制の構築	権利擁護	○権利	健康福祉指導課

NO	団体名	第8次千葉県障害者計画に期待すること	「第8次計画に期待すること」の、第七次計画での関係施策	障害者福祉推進課・障害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
12	全国腎臓損傷者連合会千葉県支部	公共交通機関、道路、駐車場、公園について、的外なバリアフリーや駐車場においてもパーキングパーミッド制度導入により絶対的な数不足から、設計や施工に至る前の段階で、より使いやすいモノにする為に、当事者に参加をしてもらいながら、バリアフリー法にとらわれない柔軟な考え方と取組みが必要です。	8様々な視点から取り組むべき事項、（5）住まいとまちづくりに関する支援	権利擁護	○入所・地域	健康福祉指導課
13	全国腎臓損傷者連合会千葉県支部	・駐車場について数が足りない、適正に利用されていない、また病院などは屋根を付けるなどなぜそれが必要なのか理解がされていない現状から、法制度の改善を速やかにするために、当事者を取り込み柔軟に取り組む必要があります。 ・公共工事などについての的外なバリアフリーの理解が見える事から、官庁、市町村、工事関係者が机の上の理論で理解するのではなくバリアフリーを適切にする為に、当事者と関係各所の意見交換、体験などの理解を深めて行く取り組む必要があります。 ・バリアフリーはハンデがある人だけの物ではありません。特に地方はバリアフリーとは程遠いです。どんな人でもどの地域でも生活や社会参加が出来る様に、都市部と地方の横のつながりをもち様々な事に必ず当事者を含め早急な取組みが必要です。	8様々な視点から取り組むべき事項、（5）住まいとまちづくりに関する支援	権利擁護	○入所・地域	健康福祉指導課
14	全国腎臓損傷者連合会千葉県支部	施設などの利用について地域によって施設数に偏りが見られることから、各市町村と施設運営サイドが連携を取り、利用希望者が居た場合には柔軟に対応し、取り組む必要があります。	1入所施設等から地域生活への移行の推進	事業支援班	○入所・地域	
15	千葉県肢体不自由児者父母の会連合会	重症心身障害、医療的ケア、肢体不自由児者の日中の生活の場所(生活介護・放課後等デイサービス・短期入所・グループホーム)について。都市部においても利用できる施設が少ないため、そこに集中してしまい利用日数が制限されてしまったり、利用できる施設がある自治体に利用者が集中し、その自治体に居住する障害児者が利用できない現状があります。千葉県として既存施設への支援や新設支援・人材育成（特に看護師の確保や喀痰吸引等3号研修費用助成を含む報酬支援）に取り組む必要があると考えます。	1入所施設等から地域生活への移行の推進、（2）日中活動の場の充実	事業支援班 療育支援班	○入所・地域 ○療育	
16	千葉県肢体不自由児者父母の会連合会	在宅で暮らす重症心身障害、医療的ケア、肢体不自由児者の生活を支えるホームヘルパーについて。人材不足や支援の定着が一足しないことから、在宅に不安がよぎる時があります。人材確保や喀痰吸引等3号研修支援費用助成等に取り組む必要があると思います。	1入所施設等から地域生活への移行の推進、（3）地域生活を推進するための在宅サービスの充実 8様々な視点から取り組むべき事項、（1）人材の確保・定着	地域生活支援班	○入所・地域	
17	千葉県肢体不自由児者父母の会連合会	在宅で暮らす重症心身障害、医療的ケア、肢体不自由児者の生活を支える医療体制(訪問診療・訪問看護・訪問リハビリ等)について。安心して在宅で医療が受けられるようにするため、訪問医療体制を充実させるべく、医師会・看護師会等との連携に県が積極的に取り組む必要があると思います。	8様々な視点から取り組むべき事項、（3）保健と医療に関する支援	地域生活支援班	○入所・地域	医療整備課 健康づくり支援課
18	千葉県肢体不自由児者父母の会連合会	重症心身障害、医療的ケア、肢体不自由児者の相談支援および医療的コーディネーターの支援体制の充実について。障害特性を理解し、専門的な相談に対応できる相談支援員や医療ケア児等コーディネーターの配置が必須と考えます。研修会においては、一方的な情報提供する講習ではなく、お互いの課題の検討や情報共有できる研修を実施していただきたく思います。さらに相談支援員同士が利用者からの相談に困った時に聞けるようなネットワークの構築に取り組む必要があると思います。	5障害のある人の相談支援体制の充実、（3）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	地域生活支援班 療育支援班	○相談 ○療育	
19	千葉県肢体不自由児者父母の会連合会	重症心身障害、医療的ケア、肢体不自由児者のグループホームや短期入所施設について。利用できるグループホームや短期入所施設を増やすため、建設設置の補助金や支援員の報酬単価の加算等の施策に取り組む必要があると思います。特に医療的ケア児者は夜間時の看護師不在を理由に短期入所を断られるケースが多いです。看護師不在を理由とすることなく、夜間時の医師会との連携、看護師に代わってヘルパーが医療的ケアが行えるよう喀痰吸引等3号研修修了者を増やし、訪問看護ステーションとの連携推進に努めていただきたいと思います。	1入所施設等から地域生活への移行の推進、（1）グループホーム等の充実及び地域生活拠点等の整備 4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（4）障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	事業支援班 療育支援班	○入所・地域 ○療育	
20	千葉県肢体不自由児者父母の会連合会	障害者就労支援について。B型事業所から一般就労移行へもっと多くの移行実績を希望します。就労支援計画はとても良いものですが、身体障害者の一般就労の道をもっと広げ、増やす施策を希望します。定着支援は理解できますが、昨今、ソフト面は充実されてきた一方、ハード面が問題となり就労できない身体障害者の割合が高いことを、障害者就労・生活支援センターでもあまり問題提起されていないように思います。	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実、（1）就労支援・定着支援の体制強化	事業支援班	○就労	
21	千葉県肢体不自由児者父母の会連合会	福祉的就労の充実について。福祉施設等での福祉的就労による賃金（工賃）が増えるよう、県ホームページ等を活用し、成功事例の紹介や情報提供に努めてほしいです。	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実、（5）福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金（工賃）向上への取組の推進	事業支援班	○就労	
22	千葉県肢体不自由児者父母の会連合会	県営住宅について。1階でも何段かの階段がある住宅がまだ多くあるため、車いすユーザーの一人暮らしにつながりにくいです。一人でも安心して暮らせるよう段差解消を望みます。	8様々な視点から取り組むべき事項、（5）住まいとまちづくりに関する支援	権利擁護	○入所・地域	住宅課

NO	団体名	第8次千葉県障害者計画に期待すること	「第8次計画に期待すること」の、第七次計画での 関係施策	障害者福祉推進課・障 害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
23	千葉県知的障害者支援施設家族会 連合会	・入所施設の充実について。人的資源の活用とともに、老朽化・個室化・バリアフリー化や高齢化に対応した既存施設の改修・建替えのための予算の確保を十分にすること。 ・入所施設の新設等の検討について。待機者が多い中、今後さらに要入所施設支援者の増加が予想され、既存の入所施設定員の増員や入所施設の新設について検討することが必要である。	1 入所施設等から地域生活への移行の推進、(5) 入所施設の有する人的資源や機能の活用	事業支援班	○入所・地域	
24	千葉県知的障害者支援施設家族会 連合会	グループホームの充実について。グループホームの数を増やすことだけでなく、利用者の生活向上など質的な充実が必要である。また、入所施設から移行した利用者が元に戻れる制度が必要である。	1 入所施設等から地域生活への移行の推進、(1) グループホーム等の充実及び地域生活拠点等の整備	事業支援班	○入所・地域	
25	千葉県知的障害者支援施設家族会 連合会	条例や差別解消法の周知徹底とともに、子供たちへの福祉教育の推進強化を図ること。	3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、(2) 子どもたちへの福祉教育の推進	権利擁護	○権利	健康福祉指導課 学習指導課
26	千葉県知的障害者支援施設家族会 連合会	虐待を防止し早期発見のため、市町村や障害者支援施設への積極的な派遣を行うこと。	3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、(3) 地域における権利擁護体制の構築	虐待防止対策班	○権利	
27	千葉県知的障害者支援施設家族会 連合会	人材の確保・定着について。障害特性に応じたきめ細かな支援に対応できる職員の養成と確保が必要である。また、福祉人材の定着・離職防止のための「福祉介護人材定着事業」の積極的な活用とともに職員の処遇改善を図ること。	8 様々な視点から取り組むべき事項、(1) 人材の確保・定着	地域生活支援班	○入所・地域	健康福祉指導課
28	千葉県知的障害者支援施設家族会 連合会	重度心身障害者(児)医療費助成については現在身体障害者手帳1級又は2級療育手帳の、A-1、A-2を有する者が対象になっていますが、全ての障害者を助成するため、国への支援を要望していく必要がある。	7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実、(3) 重度・重複障害のある人の負担軽減の推進	障害保健福祉推進班	○入所・地域	
29	千葉県知的障害者支援施設家族会 連合会	物価高騰や電気料金の値上げで事業者の経営に多大の影響が出ています。利用者から食費や光熱水費の値上げは直ぐにはできないし、またすべきでないので国へ事業者補助金を早急に支給するよう要請するよう要望してください。		虐待防止対策班	○入所・地域	
30	日本ALS協会千葉県支部	障害のある人の相談支援体制の充実について、相談支援専門員を増やすことで実労働者を現場に生かせるようにする為に相談支援従事者初任者研修を年に2回開催する必要がある。	5 障害のある人の相談支援体制の充実、(2) 地域における相談支援従事者研修の充実	地域生活支援班	○相談	
31	日本ALS協会千葉県支部	数値目標達成状況管理表8について、重度訪問介護従事者養成においては難病患者支援の為に介護従事者への医療的ケアが必要であることから、喀痰吸引等の研修の充実にも取り組む必要がある。	8 様々な視点から取り組むべき事項、(1) 人材の確保・定着	地域生活支援班	○入所・地域	
32	千葉県精神障害者自立支援事業協 会	グループホーム(共同生活援助)について、数自体が増え当事者の選択の機会が増えていること自体は評価できるが、支援の質の低下や課題がある際に利用者がサービスを利用できなくなるなどの問題が起きている。サービスの質の向上が急務である。また、グループホームから1人暮らしへの移行について、利用者の思いを確認し希望がある際には積極的に対応できる施策や支援スキル向上のための研修が必要。東京都で実施しているような、空室情報が分かる情報提供が必要。	1 入所施設等から地域生活への移行の推進、(1) グループホーム等の充実及び地域生活拠点等の整備	事業支援班	○入所・地域	
33	千葉県精神障害者自立支援事業協 会	精神科病院からの地域移行について、特に長期入院患者の地域移行が急務である。各市町村、相談支援事業所、精神科病院、各職団体に地域移行支援事業所の活用増を強く訴える必要がある。	2 精神障害のある人の地域生活の推進、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神保健福祉推進班	○精神	
34	千葉県精神障害者自立支援事業協 会	医療型児童発達支援事業所を含む医療的ケア児者支援を行う事業所増のために、同サービスを運営する事業所に対し施設整備補助、看護師の人件費補助などを積極的に行う必要がある。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、(4) 障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	事業支援班 療育支援班	○入所・地域 ○療育	
35	千葉県精神障害者自立支援事業協 会	基幹相談が未設置の市町村があるため、設置促進に向けて県が積極的に関与していく必要がある。また、基幹相談、委託相談、計画相談、地域生活支援拠点の役割について明確にする必要がある。	5 障害のある人の相談支援体制の充実、(1) 地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	
36	千葉県精神障害者自立支援事業協 会	施設入所支援について、共同生活援助や1人暮らしへの移行を積極的に進め、本当に必要な方がスムーズに利用できるような体制を作る必要がある。	1 入所施設等から地域生活への移行の推進、(5) 入所施設の有する人的資源や機能の活用	事業支援班	○入所・地域	
37	千葉県精神障害者自立支援事業協 会	人材採用について、何らかの手段を早急に打つ必要がある(現在実施されている福祉就職フェアのようなものは人が集まっていない)。退職を防ぐためのメンタルヘルスのケアも同時に行う必要がある。採用がうまくいかない場合に、既存の人員で支援を行い、膨大な事務作業を減らすための手段の検討も必要。	8 様々な視点から取り組むべき事項、(1) 人材の確保・定着	地域生活支援班	○入所・地域	健康福祉指導課

NO	団体名	第8次千葉県障害者計画に期待すること	「第8次計画に期待すること」の、第七次計画での 関係施策	障害者福祉推進課・障 害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
38	千葉県基幹相談センター連絡会	災害対策について ・災害時に備え、平時からの対策準備、福祉避難所の情報開示と情報連絡体制の確保、障がいの ある方のダイレクト避難体制等も含め地域体制整備を強く進めてほしい。 ・災害対策の場合は、障害福祉分野だけではなく、防災担当分野等との行政内部の横断的な対応 と協議が必要になる。また要配慮者に係る場合は、障害福祉・高齢福祉・子育て支援・健康管理 分野等とも連動が必要になる。官民共同体制が必須であり、横断的でさらに重層的な対応ができ る協議の場等の設置をしてほしい。 ・相談支援の研修にも多く取り上げられる様になってきた。防災部局との一層の連携と、その好 事例・モデル等が現場にもっと届くと良い。	8様々な視点から取り組むべき事項、(6)暮らしの安 全・安心に関する支援	計画 障害保健福祉推進班 地域生活支援班	○入所・地域 ○相談	危機管理政策課
39	千葉県基幹相談センター連絡会	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業への更なる期待の中、協議の場の設 置は進んできている。今後、より保健医療福祉等の連携確保に向けて、精神障害者地域移行・地 域定着協力病院を圏域に1か所以上の指定ができるように推進してほしい。 ・精神科病院の長期入院患者の高齢化に伴い、介護保険領域との具体的な連携が必要。精神障害 にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場に高齢者の入所施設や地域包括センターなどの委 員が参加することが望ましいのではないかと。	2精神障害のある人の地域生活の推進、精神障害にも対応 した地域包括ケアシステムの構築	精神保健福祉推進班	○精神	高齢者福祉課
40	千葉県基幹相談センター連絡会	障害を理由として差別の相談に適切な対応ができるよう、広域専門指導員の育成、研修の充実 に取り組んでいただきたい。差別事案等の相談対応含めて広域専門指導員相談窓口の知識・周知不 足、活動の見えにくさがある。	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推 進、(1)障害のある人への理解の促進	権利擁護	○権利	
41	千葉県基幹相談センター連絡会	障害のあるご夫婦等の生活支援や子育て支援体制の充実。障害者の親をもちヤングケアラー状態 の子供に対するケアやフォロー体制の整備について児童福祉領域との具体的な連携が必要。		全体	全体	
42	千葉県基幹相談センター連絡会	夫婦や家族等で利用できるグループホームや施設等子育て支援サービスや障害福祉サービス利用 の柔軟な活用体制が必要。		事業支援班 地域生活支援班	○入所・地域	
43	千葉県基幹相談センター連絡会	在宅で生活する子どもや家族が身近な地域で支援を受けやすくするための、各種障害福祉サービ ス、訪問看護、訪問療育支援や相談体制の充実が必要。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、(2)障害の ある子どもと家族への在宅支援機能の強化	療育支援班	○療育	
44	千葉県基幹相談センター連絡会	療育支援コーディネーターについては、一律の圏域配置が難しいと推察する。圏域配置以外の選 択肢の検討があると良い。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、(3)地域に おける相談支援体制の充実	療育支援班	○療育	
45	千葉県基幹相談センター連絡会	精神疾患等病識がないことで医療に繋がらない方やひきこもりの方など、居住や就労、日常的な 対人交流などの生活上の不安を抱えている事が多いものの、既存の障害福祉サービスの支援に繋 がりづらい。障害が疑われる方の支援体制の充実とサービスだけでは解決できない困りごとを抱 えた方への相談支援体制の充実が図られる必要がある。	5障害のある人の相談支援体制の充実、(1)地域におけ る相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	
46	千葉県特別支援学校PTA連合会	一般就労について就職難であることから就労支援をメインとするため、支援機関等の強化に取り 組む必要があります。	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	事業支援班	○就労	産業人材課
47	千葉県障がい者スポーツ協会	コロナ禍により各種スポーツ体験会や教室等、十分に開催することができなかった。引き続き市 町村等へコーディネーターを派遣することにより、障がい者スポーツを周知、普及させ、地域で スポーツに親しめる環境づくりの推進を図る必要があると思われる。また、障がい者スポーツ指 導員の資格を持っていながら、その活動の場がまだ不十分である。障がいのある人がスポーツに 参加できない要因の一つに、活動場所が近くにないことがある。障がいのある人にとって活動会 場までの移動が負担であるため、そのことがスポーツ活動への参加に対するハードルを高めている 。このハードルを下げるためにも、地域で活動できる場の確保と、登録している指導者から気 軽に指導を受けられ、スポーツを楽しめる仕組みづくりが課題である。県や市町村等での学校開 放事業等をより進め、いつでもどこでも気軽にスポーツに取り組める環境づくりにが必要と考え ます。	8様々な視点から取り組むべき事項、(4)スポーツと文 化芸術活動に対する支援		○入所・地域	生涯スポーツ振興課
48	千葉県重症心身障害児(者)を守る会	医療型障害児入所ベッドの増加と偏在解消のために、東葛南部と房総半島地域に施設が必要。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、(4)障害の ある子どもへの医療・福祉サービスの充実	療育支援班	○療育	

NO	団体名	第八次千葉県障害者計画に期待すること	「第八次計画に期待すること」の、第七次計画での関係施策	障害者福祉推進課・障害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
49	千葉県重症心身障害児（者）を守る会	災害が日常とも思える昨今、停電が命に直結するような事態に対応するべく、防災部門との壁を取り払っていただきたい。できるだけ蓄電器を常備するなどの自助はいたしますが、マンションのエレベーターが停止した時にどうやって地上階に行くか、そういう事態にはどこで電源が確保できるかを予め決めておいていただきたい。そのために、日頃から福祉部門と防災部門での情報共有をお願いします。停電が命に関わる方については、災害時避難計画を作成して実際に避難訓練を行ってください。	8様々な視点から取り組むべき事項、（6）暮らしの安全・安心に関する支援	計画 障害保健福祉推進班	〇入所・地域	危機管理政策課
50	千葉県重症心身障害児（者）を守る会	重症児者が出かけた時に困るのは、オムツ交換のできるトイレが少ないことです。多機能トイレには、オムツ交換のできるベッド（ユニバーサルシート）の設置を進めてください。よく見かけるベビーベッドは使えません。実際にそれを必要とする人の声を聞いて下さい。		障害保健福祉推進班	〇入所・地域	
51	ちば高次脳機能障害者と家族の会	「7障害のある一人ひとりに着目した支援の充実」「（1）地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進」に、 ①「調査項目は現行実施要綱で不具合がある項目の選出」として「調査箇所を『中途障害による就労・就学で継続・新規双方共に障壁があること』、『市町村の積極的な関与』、『県全体と市町村ごとの実態把握』、『医療機関相互の連携』、『実施状況のきめ細かな分析』」を新しく設定してください。 ②「調査項目は検討会議の開催」として、「高次脳機能障害県内4支援拠点機関の連絡会議開催」「目標値一上期・下期各1回」を新しく設定してください。 ③「調査項目は相談件数、診断件数」として「調査箇所を脳神経外科・精神科・心療内科リハビリテーション科」を新しく設定してください。	7障害のある一人ひとりに着目した支援の充実、（1）地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進	精神保健福祉推進班	〇入所・地域	
52	ちば高次脳機能障害者と家族の会	高次脳機能障害支援普及条例の制定化要否の検討 現在の高次脳機能障害支援普及事業は、「平成19年5月25日 高次脳機能障害支援普及事業の実施について 障発第0525001号」に基づく、「高次脳機能障害及びその関連障害に関する支援普及事業実施要綱（都道府県実施分）」により、実施されています。実施要綱では「第2 実施主体一本事業の実施主体は、都道府県とする。」「第3 事業内容」では、次の3項を定め、事業が進められる事とされています（省略）。事業主体が県であることで、支援拠点機関の設置、支援コーディネーターの配置など効率的に実施が可能な反面、市町村の関わりが薄い面があることは否めません。更に、「2 普及・啓発事業」では、次のような課題が見受けられます。 ○高次脳機能障害は、中途障害であるため当事者・家族の戸惑い・不安感は、想像を絶する事がある。成人では従来の勤務先への就労継続可否とそれに伴う経済的不安。小児・児童では、受傷以前と変化したこと気付かない事と普通学級と特別支援学級何れとなるか就学先選択の不安があります。 ○『地域の実態の把握』では県内発症者数の把握がされていない ○『関係機関の連携確保』では、脳神経外科からリハビリテーション科へ移る際、高次脳機能障害の説明が不十分な例が多く、当事者・家族の負担となっている ○『事業の実施状況の分析』では、診断者数、相談受付数など実績把握に留まっている面もある このような「中途障害による就労・就学で継続・新規双方共に障壁があること」「市町村の積極的な関与」、「県全体と市町村ごとの実態把握」、「医療機関相互の連携」、「実施状況のきめ細かな分析」等が現行の実施要綱で改善が図られるか、一歩進めて条例化が必要か否かを検討するべきと考えます。	7障害のある一人ひとりに着目した支援の充実、（1）地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進	精神保健福祉推進班	〇入所・地域	

NO	団体名	第8次千葉県障害者計画に期待すること	「第8次計画に期待すること」の、第七次計画での関係施策	障害者福祉推進課・障害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
53	千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会	○「グループホームあり方検討会」の設置 これまででは、どちらかと言うと、グループホームの定員数確保に重点が置かれていましたが、これからはグループホームの「質」に重点を置き、「本当に必要なグループホーム」の開設・運営に軸足を変えるべきです。今のままではグループホームが障害のある人の「権利侵害」、「虐待」の温床となる、極めて深刻な事態を招きます。千葉県庁の「障害者グループホーム等支援ワーカー事業」の担当部署に留まらず、広く各関係部署との意見交換および障害のある方々が安心して暮らせる施策を示す必要があります。 ○「本当に必要なグループホームの開設を推進する施策」 ・満室にならないホームも目立ちはじめていることから、障害者のニーズに合わないホームが増えていられる。そのため、現在のような申請すれば受理するという方式の前段階として、障害者グループホーム等支援ワーカーや各市町村と協力しながら、本当に必要とされるホームが開設される施策が必要。 ・「医療的ケアが必要な方」「重度の知的障害の方」「身体障害の方」「強度行動障害の方」「高次脳機能障害の方」「触法の方」「18歳未満の児童相談所ケースの方」「難病の方」等、様々なニーズに特化して応えられるグループの開設を積極的に支援する施策が必要。 ・精神病院に長期入院の方を受け入れるホームが少ないことから、もっと地域移行促進につなげる施策が必要。 ○「グループホームの支援の質を担保する施策」 ・障害福祉経験の乏しい新規開設事業者が増えている。 ・支援の質を担保するため「サビ管の複数事業所の掛け持ち」「サビ管の名義貸し」のようなことを禁止する施策が急務。 ・高齢分野から来た職員は、障害分野の難しさ（障害者の支援の違い）に戸惑い、早期離職するケースが散見される。職員採用時には単に資格を確認するだけでなく、障害分野の実務経験の有無も確認し、未経験であれば研修を設けることが必要と思われる。 ・管理者と現場の意見が対立し離職するケースが散見される。新規開設時の要件として、なぜ障害者グループホームを開設しようとしたのか、どのような支援を考えているのか、複数の関係者に対して面前提示セッションの実施を要件に加える必要があると思われる。 ・不正申請を行った事業所への指定取り消し・再申請を受け入れない。	1 入所施設等から地域生活への移行の推進、（１）グループホーム等の充実及び地域生活拠点等の整備 2 精神障害のある人の地域生活の推進、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	事業支援班 精神保健福祉推進班	○入所・地域 ○精神	
54	千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会	「グループホームでの権利擁護・虐待防止を強化する施策」 ・障害者権利条約に批准したものの、国際社会における日本への目は厳しい。一度に全てを変えることはできないが、最低限「権利擁護」「虐待防止」についての「予防」や、虐待認定を受けたグループホームに対する「改善」について強力な施策が急務であり、最大の課題である。 ・障害者グループホーム等支援ワーカーが、「虐待の疑いのあるホーム」「虐待認定されたホーム」を知らずに、入居希望者を紹介することは「千葉県障害者グループホーム等支援事業」としては、あってはならないこと。「虐待の疑いのあるホーム」「虐待を認定されたホーム」について、障害者グループホーム等支援ワーカーと情報共有し、障害のある方々が安心して暮らせるようにする施策・システムが必要である。 ・今後も、障害福祉経験の浅い事業者が「日中サービス支援型」ホームを開設する可能性が高い。障害者グループホームは、閉鎖的であることから「虐待」が隠蔽される懸念があるため、新規開設の審査・ハードルを高くする施策が急務である。 ・現在県が行っている研修（虐待防止研修や強度行動障害者養成研修等）に、障害者グループホーム等支援ワーカーも参加できる場ができることを期待したい。実際の事業所がどのような学びを得て現場に活かしているのか・・・知らないことも増えてきている。県での取組みを一体化して知る機会が欲しい。 ・「虐待防止アドバイザー派遣」や「発達障害者支援協議会の開催」のような取組みに対して、それぞれの組織等を超え、広く啓発がされる状況を期待したい。	1 入所施設等から地域生活への移行の推進、（１）グループホーム等の充実及び地域生活拠点等の整備	事業支援班 虐待防止対策班	○入所・地域 ○権利	

NO	団体名	第八次千葉県障害者計画に期待すること	「第八次計画に期待すること」の、第七次計画での関係施策	障害者福祉推進課・障害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
55	千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会	「入所施設の役割を明確にする施策」 - 入所施設の中には、地域移行ができる方もいると思われるが、地域移行が進んでいるか疑問である。入所施設の役割は、例えば普通のグループホームでは生活することが難しい方を受け入れるなど「入所施設の役割をもっと明確にする」施策が必要である。 - 強度行動障害の方が入居できるグループホームなどの施設が極端に少ないため、強度行動障害に特化したグループホームの人材確保、人材育成を含む新規開設は急務である。しかし同時に、現在ある入所施設が強度行動障害を受け入れるなど、その役割を明確にする施策が必要である。 「グループホームで強度行動障害の人が暮らせるようにするための施策」 - 現在、強度行動障害の方の多くは千葉県以外に生活の場を求めるケースが多い。今すぐは無理だとしても「強度行動障害支援者の養成」の受講者をグループホームに最低一名以上の配置とするなど、千葉県民は県内で対応することが理想と考える。 - 地域で必要とされるグループホーム作りのために「強度行動障害支援者の養成」を必須条件とする。 - 現在県が行っている研修（虐待防止研修や強度行動障害者養成研修等）に、障害者グループホーム等支援ワーカーが参加できるようにし、県での取組みを一体化して知る機会が欲しい。	1 入所施設等から地域生活への移行の推進、（１）グループホーム等の充実及び地域生活拠点等の整備 1 入所施設等から地域生活への移行の推進、（５）入所施設の有する人的資源や機能の活用	事業支援班 県立施設改革班	○入所・地域	
56	千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会	「人材確保・人材育成を確かなものにする施策」 人材確保の困難により身売りした事業所がある。人材不足は、障害福祉や介護の現場では常態化した深刻な問題であることから、「オール地域」「オール千葉」「オール福祉」で臨む施策が必要である。	8 様々な視点から取り組むべき事項、（１）人材の確保・定着	地域生活支援班	○入所・地域	健康福祉指導課
57	千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会	「グループホームを働きやすい職場にする施策」 評判の良い保育士が児童虐待で逮捕された事件は、大きな衝撃。虐待の要因のひとつは、賃金だけではなく、「労働環境」が大きく深く関係していることから、働きやすい環境を整える施策が必要である。 「地域生活を支援する施策」 入居者の地域生活のステップアップについて。地方のグループホームでは、新規開設が少なく、常に満室であり、入居を希望している人が入居できない状況がある。新たに作るだけでなく、既に入居している方ご自身がグループホームから一人暮らしへステップアップできるように、また、そのサポートを市町村や事業所がやりやすい仕組み作りが必要である。 「女性のためのグループホームを増やす施策」 男性棟に比べ女性棟が少ない。ジェンダーレス時代とも言えども日常生活において配慮すべき点は男性よりも女性の方が多く、また女性の場合、現場の意見として対職員、対同居者との関わりの難しさがあることはグループホーム職員からあがっている。女性の意見を取り入れたグループホームを増やす施策が必要と思われる。 「管理者研修を義務化する施策」 資格要件のない管理者、しかし管理者がグループホームでの実権を握っていることが多い。そのような管理者は経営者より（金儲け）の発想をすることが多く、結果として障害のある方々に寄り添う支援ができないことから、「管理者」向けの研修・指導をする施策が必要。	1 入所施設等から地域生活への移行の推進、（１）グループホーム等の充実及び地域生活拠点等の整備	事業支援班	○入所・地域	
58	千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会	「高齢者も安心してグループホームで生活できる施策」 - 入居者の平均年齢の高齢化について。ご本人がグループホームでの生活を求めているのに、認知機能や身体機能の低下から、生活できなくなってしまうケースがある。高齢化にも対応するグループホームを作るだけでなく、障害福祉サービス分野と介護保険サービス分野の協力・引継ぎがスムーズにできる仕組み作り・人材育成が必要である。 - グループホームを終の棲家とするためには「医療との連携」が必須である。もっと医療との連携が図れる施策が必要である。		事業支援班	○入所・地域	高齢者福祉課 医療整備課
59	千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会	「ひきこもりの人のセーフティネットとなる施策」 ８０５０問題に絡んで、今後、親亡き後、または親が困っている「ひきこもりの方」を（精神病床経由等にて）グループホームで受け入れるという困難事例が増えると思われる。グループホームの定員数値目標だけでなく、社会情勢も勘案した「潜在需要」を明らかにし、対応できる施策が必要である。		事業支援班 精神保健福祉推進班	○入所・地域	

NO	団体名	第8次千葉県障害者計画に期待すること	「第8次計画に期待すること」の、第七次計画での関係施策	障害者福祉推進課・障害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
60	千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会	「福祉と医療の連携に強い相談支援事業所を育成する施策」 地域移行に対して、福祉と医療の連携が不足している。計画相談はすでにどこの市町村も不足しており、一人の相談員が抱える件数も多く業務過多となっていることから、細かな支援が出来ていない。それに加え、地域移行の重要な部分を担う一般相談支援事業所が機能しなくなっているため、さらに地域移行が進まなくなっている。病院とグループホームや施設のつなぎをグループホーム等支援ワーカーが担うケースも多く、概ね段取りがついたのち特定相談支援事業所へつなぐといったことも起きている。施策の中で地域移行を進めるのであれば、一般相談支援事業所の整備は必須と考える。また、一人が抱えられるケース数について、運営が成り立たないため、多数の件数を抱えているが、これについても件数制限をかけても運営が成り立つ形での補助が必要であると考え。	5障害のある人の相談支援体制の充実、（１）地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	
61	千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会	「グループホームで暮らす人の相談者を確保する施策」 ・相談支援専門員の人数の増加、仕事を受けやすくする施策が必要。 ・入居者の高齢化に伴う「介護保険サービス」などとの連携ができる相談支援専門員の育成。 ・触法や地域移行など、難しいケースの中心になれる相談支援専門員の確保・育成。		事業支援班 地域生活支援班	○入所・地域 ○相談	
62	千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会	「横断的情報交換をする施策」 当該事業が創設された当時とは環境が全く異なっている。特に障害福祉経験の浅い事業者のグループホームが増えたため、千葉県健康福祉部障害福祉事業課事業支援班だけではなく、「権利擁護」「虐待防止」等を管轄する他班との横断的な情報交換ができる機会が必要。		事業支援班 権利擁護 虐待防止対策班	○入所・地域	
63	千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会	「新たにグループホーム等開設支援ワーカーを設置する施策」 車いすの方や視覚障害者、難病の方、強度行動障害の方を受け入れられる質の高いグループホームは不足している。特に、開設3年以下のグループホームについては、支援ノウハウやスキルはまだまだ十分ではなく、一歩間違えば、虐待や大きな事故につながりかねない様子が見られる。新たに「グループホーム等開設支援ワーカー」を配置し、開設から3年以下のグループホームに対して、定期訪問やスキルアップ研修等、起動にのるまでの間、伴走するような形が望ましい。日中支援型のグループホームについて、概ね10名×2階（もしくは2ユニット）の形態が多く、少人数で家庭に近い「お家」という元来のグループホームのイメージからはかけ離れたものとなっている。日中支援型の相談を専門に受ける新たな仕組みや施策は早急に必要であると考え		事業支援班	○入所・地域	
64	千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会	「重度身体児童の受入れ可能短期入所を創る施策」特別支援学校を回っていると、重度身体児童の保護者の疲労が見られ、短期で良いので児童を預かって欲しいとの要望が多く聞かれる。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（２）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	療育支援班	○療育	
65	千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会	「後見人研修」社会福祉士の保佐人が、虐待を受けた利用者の権利擁護を行わず、虐待を行った管理者に対し「今までよくやってくれた」などと言い、傷害届を出さない事例があった。アドボカシーの観点に立つ重要性を、年に1度の研修などで再認識してほしい。	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、（３）地域における権利擁護体制の構築	権利擁護	○権利	健康福祉指導課
66	千葉県言語聴覚士会	3－12 引き続き、失語症者向け意思疎通支援者養成研修を開催するとともに、市町村の地域生活支援事業において、失語症者向け意思疎通支援者の派遣事業が、広く開始されることを望む。そのためには、市町村での派遣事業の実施の働きかけとして、Ⅲ数値目標の項目12に併記する形で、実施自治体数、派遣件数の目標数を記載することを提案する。 ・養成された失語症者向け意思疎通支援者のフォローアップ研修も、意思疎通支援者の質の向上のために必要である。	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、（５）手話通訳等の人材育成、手話等の普及促進	精神保健福祉推進班	○権利	
67	千葉県言語聴覚士会	失語症者向け意思疎通支援事業においては、失語症者の社会参加を促し、意思疎通支援者と関係を築く場として、当事者グループの存在が重要である。しかしながら、失語症者の当事者グループのある市町村は少ない。そこで地域リハビリテーション広域支援センターや高次脳機能障害支援センターには、失語症者の当事者グループの設立・運営に協力を頂きたい。	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、（５）手話通訳等の人材育成、手話等の普及促進	精神保健福祉推進班	○権利	健康づくり支援課
68	千葉県言語聴覚士会	失語症や失語症者向け意思疎通支援事業については、失語症当事者含め、県民に周知が行き渡っていないのが現状である。障害のある人の相談支援従事者研修や相談支援専門員現任研修の研修内容には、ぜひ、失語症やこの失語症者向け意思疎通支援事業に関する内容を加えて、より多くの相談支援専門員に理解していただき、周知に努めていただくことを望む。	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、（５）手話通訳等の人材育成、手話等の普及促進	精神保健福祉推進班 地域生活支援班	○権利 ○相談	
69	千葉県言語聴覚士会	4 児童発達支援センター設置市町村数、障害児等療育支援事業実施見込箇所数などが目標値を上回ったことは喜ばしいが、療育体制について、県内の地域差、障害による差が、依然として存在するので、その差がなくなるように、体制を整えていただきたい。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	

NO	団体名	第8次千葉県障害者計画に期待すること	「第8次計画に期待すること」の、第七次計画での関係施策	障害者福祉推進課・障害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
70	千葉県言語聴覚士会	6 循環器病対策推進基本計画においては、循環器・脳卒中等患者の状況に応じた治療と仕事の両立支援、就労支援等の取組みの推進が求められている。疾患により中途障害を負われた方の、治療と仕事の両立支援の推進も図っていただきたい。		事業支援班	○就労	
71	千葉県言語聴覚士会	8-17 聴覚・言語機能障害者がスマートフォン等を用いて円滑に119番通報できるシステムを導入している消防本部の割合が100%達成していることは喜ばしい。しかしながら、対象となる聴覚・言語障害者に周知が行き渡っているとは言えない。吃音、失語症、音声構音障害等の言語障害がある方への周知に、いっそう力を入れていただきたい。	8様々な視点から取り組むべき事項、（6）暮らしの安全・安心に関する支援		○入所・地域	消防課
72	千葉県言語聴覚士会	8文化活動に対する支援 スポーツ以外の文化活動（講演会、演奏会、映画など）に身体障害者が参加しやすいように、移動の支援を含めたアクセシビリティの確保、公共施設、およびそこまでの移動経路における歩道や公共交通機関のバリアフリー化をいっそう進めていただきたい。	8様々な視点から取り組むべき事項、（5）住まいとまちづくりに関する支援	権利擁護	○入所・地域	健康福祉指導課
73	千葉県視覚障害者福祉協会	法的な枠組みとして肢体不自由、言語聴覚障害などと一括で処理されているが、視覚障害という特殊性に合わせて具体的に配慮した施策とその実現に向けての計画を望む。		障害保健福祉推進班	全体	
74	千葉県視覚障害者福祉協会	補装具（白杖など）、日常生活用具（拡大読書器など）の補助額の見直しをしてほしい。円安や半導体不足などの影響で、自己負担額が大きくなっている。		障害保健福祉推進班	○入所・地域	
75	千葉県視覚障害者福祉協会	同行援護の充実（地域格差の解消） 同行援護事業所の偏在が著しい。もともと少ない地域に加え、既存の事業所閉鎖などでサービスが受けにくくなっている地域がある。事業所設置を後押しするような施策を願う。		事業支援班	○入所・地域	
76	千葉県視覚障害者福祉協会	点訳者、音訳者の公的資格の確立 手話通訳者のような公的な資格として、制度を確立してほしい。		障害保健福祉推進班	○権利	
77	千葉県視覚障害者福祉協会	歩行訓練士の増員 中途視覚障害者自立更生支援事業の待機者が増加している。歩行訓練士を増員するための予算措置を願う。		障害保健福祉推進班	○入所・地域	
78	千葉県視覚障害者福祉協会	障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実 三療以外の職種の検討、教育、経済的援助等が必要ではないか。適性にあった職場探し、就労後のための支援を行う事業、「通勤」に関すること等、幅広い支援が望まれる。	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	事業支援班	○就労	
79	千葉県視覚障害者福祉協会	「チャレンジド・インフォ・千葉」等を通じて受注先のマッチングを更に充実させ、数値目標の高度化をしてはどうか。特に視覚障害者にも可能な作業の斡旋に配慮していただきたい。	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実、 （5）福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金（工賃）向上への取組の推進	事業支援班	○就労	
80	千葉県視覚障害者福祉協会	高齢の視覚障害者が安心して生活できる盲養護老人ホームの設置を促進してほしい。		事業支援班	○入所・地域	高齢者福祉課
81	千葉県視覚障害者福祉協会	就労施設と連携した視覚障害者グループホームの設置を促進してほしい。		事業支援班	○入所・施設 ○就労	
82	千葉県自閉症協会	・入所施設とグループホームいずれも利点欠点があり、どれかを否定するのではなく、本人の特性に合った選択が出来るようにしてください。 ・検討されている通過型 GH のような類型を新設するのではなく、個々の ASD 者に合わせた柔軟な制度運用によって、ASD 者にとって住みやすい GH 生活を実現してください。そのために、現在の日中サービス支援型や介護サービス包括型を見直して ASD 者にとって住みやすいものにしてください。 ・今あるサテライト型の利用期間の上限を、一人暮らしを希望する ASD 者が安心して一人暮らしに移行できる迄の期間、利用できるよう、柔軟な仕組みにしてください。 ・親にき後を踏まえると、知的重度障害者の休日を含めた支援が必要です。グループホームでの休日支援の整備をお願いします。		地域生活支援班 事業支援班	○入所・施設 ○相談	
83	千葉県自閉症協会	・ASD の人に適した住まいを拡充してください。ASD の人に適した住まいが不足しています。また、日常的に保護者の支援で生活している在宅の重度のASD 者は、親の高齢化にともない親亡き後の住まいを必要としています。 ・入所施設でもなくGHでもなく、在宅のままできる限り長く人生を送るという選択肢を尊重してください。そのために集団生活が苦手な重度の ASD 者のために重度訪問介護事業を利用しやすくしてください。重度訪問介護事業を利用した一人暮らしは、重度の ASD 者にとって、大切な選択肢です。しかし市町村からの支給量は一人暮らしには不十分で、また事業者も不足しています。		地域生活支援班	○入所・施設 ○相談	住宅課

NO	団体名	第8次千葉県障害者計画に期待すること	「第8次計画に期待すること」の、第七次計画での関係施策	障害者福祉推進課・障害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
84	千葉県自閉症協会	袖ヶ浦福祉センターについては、本年度末の廃止に向かっておりますが、現実には行動障害があるなど、支援の難しい人を受け入れる施設が大幅に不足しています。必要な地域には入所施設の設置や定員を増やしてください。障害の重さや障害特性、休日の支援体制などからGHでは必要な支援が受けられない障害者がいます。入所施設の定員削減の取組みを見直し、必要に応じて入所施設の新設や定員を増やすことができるようにしてください。	1 入所施設等から地域生活への移行の推進、(6) 県立施設の在り方	県立施設改革班 事業支援班	○入所・地域	
85	千葉県自閉症協会	自立生活援助事業は、在宅から一人暮らしに移行する人も対象としてください。		地域生活支援班	○入所・地域	
86	千葉県自閉症協会	高齢の親の中にはASD者を自宅に抱えて長年過ごしてきている方が多数います。昼間、週1～2日程度生活支援サービスを利用している方もいますが、福祉サービスも受けず閉じ籠り状態の方もあり、所謂8050問題の象徴的状況の方もいます。各自治体では相談支援や地域生活支援拠点事業の中でその解決に取り組んでいる所もありますが、中々解決に結びついている状況になく、県内地域全体では困っている方が多く存在します。県としては重度障害者の8050問題の状況を把握すると共に、市町村の取組みを指導・支援するための新たな施策を検討して下さい。具体的には寄り添いながら相談が可能なケアコミュニティづくりと制度・種別を越えた連携・協働の継続支援ネットワーク（アウトリーチ、参加支援等の重層的支援体制の早期確立）、早い段階からの支援サービス利用体験の推進とライフステージに沿った集中的な支援体制の強化、身近な地域で最重度者を含む生活支援拠点づくり（地域生活支援拠点事業の強化）などが考えられます。		全体	○入所・施設 ○相談	
87	千葉県自閉症協会	発達障害がわかる医師を増やしてください。		地域生活支援班	○入所・施設 ○相談	医療整備課
88	千葉県自閉症協会	特別児童扶養手当の認定を適正にしてください。発達障害のためにこだわりや対人関係で親の負担が著しく大きい、知的障害はないケース（精神の手帳）の場合、特別児童扶養手当の判定では非該当になりやすいという声が寄せられています。厚労省の基準では「発達障害については、たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う。」となっています。特別児童扶養手当の認定作業がこの基準で適正に行われるよう徹底してください。		障害保健福祉推進班	○入所・地域	
89	千葉県自閉症協会	障害支援区分および放課後等デイサービスの状態区分指標を ASD 者の要支援度に応じたものにしてください。ASD の人で、集団での言動や振る舞い等に課題を抱える人は、手厚い支援を必要とします。現在の基準では必要な職員体制にできません。見直してください。		地域生活支援班	○入所・地域	
90	千葉県自閉症協会	・知的障害特別支援学校における強度行動障害のある児童生徒数の調査を行ってください。 ・知的障害特別支援学校の各担任が知的障害だけでなく ASD の特性に合わせた教育計画を作成できるよう学校の研修体制を整えてください。 ・高等学校における通級設置を加速させてください。高校でASD 学生を受け入れる態勢を充実させるための研究・検討を行い、必要な支援のあり方をまとめ、それに沿って施策を展開してください。		療育支援班	○療育	特別支援教育課
91	千葉県自閉症協会	・教師の ASD を含む発達障害生徒に対する理解と対応力および指導力を強化して、教師の「当たり外れ」を少なくしてください。（対象は、特別支援教育だけでなく、通常の学校、また、幼稚園から高校までの教師） ・各学校に ASD 生徒に対する指導力の高い教師を 1 人以上配置してください。 ・少人数学級の推進と教職員の定数を改善してください。教員を増やし、きめ細かい教育を実現してください。 ・すべての教師に対し現場で活用できる実践実技研修を実施してください。 ・小中高の通常学級生徒の学校生活におけるインクルーシブな環境整備を行ってください。1 クラスに一定数の発達障害が疑われる児童生徒が存在することを前提に、教室内の構造化や視覚的な学習・連絡（板書・プリント・PC 画像等の利用）を行ってください。 ・福祉と教育の連携を推進してください。個々の生徒の支援や指導において、その生徒の福祉サービスを行っている支援者、及び保護者との実際の・実質的な連携を推進し、本人の状態認識の一貫性を確保してください。 ・設置が検討されている「特定分野に得意な才能のある児童生徒」の検討を進め、それが適当と思われる生徒にその機会が与えられるようにしてください。 ・発達障害児に多い不登校や登校しぶり問題の調査研究を行ってください。特別支援学級、自閉情緒の支援学級に在籍児童生徒の不登校や登校しぶりの調査を行い、対策や支援体制を整えてください。		療育支援班	○療育	特別支援教育課 教職員課 学習指導課 児童生徒安全課
92	千葉県自閉症協会	・『トライアングル』プロジェクトを一層推進してください。 ・「教育と福祉の連携のための e-learning」の履修を促進してください。		療育支援班	○療育	特別支援教育課 学習指導課

NO	団体名	第八次千葉県障害者計画に期待すること	「第八次計画に期待すること」の、第七次計画での関係施策	障害者福祉推進課・障害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
93	千葉県自閉症協会	相談支援専門員の資質を向上させてください。事業所主体でなく、子どもを含む利用者の利益が優先されることが根本です。親亡き後の親代わりが担える機能にはまだありません。適切な後見人は限られています。	5障害のある人の相談支援体制の充実、(2)地域における相談支援従事者研修の充実	地域生活支援班	○相談	
94	千葉県自閉症協会	・障害者雇用での職場の紛争に関し、その解決に加え、紛争に至らせないために、ASD当事者や企業側からの個別の相談に対応できる体制を整備してください。また、労働相談コーナーなど、個別の相談を受ける部署における発達障害の理解の促進を図ってください。 ・ASDの人の職場定着のため、障害者就業・生活支援センター、能力開発校等の育成機関・支援機関の職員および職場適応援助者の加配をしてください。		事業支援班	○就労	産業人材課
95	千葉県自閉症協会	支援人材の確保(質&量)について、とくに自閉症・発達障害の基本的な理解がまだまだ不十分です。報酬などの短期的施策にとどまらず、人材確保のために長期的かつ総合的な視点での取組みをお願いします。	8様々な視点から取り組むべき事項、(1)人材の確保・定着	地域生活支援班	○入所・地域	
96	千葉県自閉症協会	・強度行動障害児者への支援を抜本的に強化してください。強度行動障害の支援者を養成する研修は行われてきましたが、依然として受け入れる施設がなかったり、虐待事案や暴行事件が起きたりしています。いま取り組まれている諸研究成果を活かし、この問題の解決・改善にいっそう注力してください。 ・強度行動障害の初期兆候に気づき、学校、家庭、支援施設において、ハイリスク児を重篤化させない関わりが普及するようにしてください。 ・在宅のASD児で強度行動障害状態が深刻で現在の生活を継続することが困難な人のために、また、その場合の保護者のレスパイトのために、受け入れ施設を増やすとともに、専門家による居宅訪問支援が出来るようにしてください。 ・地域では、強度行動障害児者の受け入れ先は限定されます。受け入れ事業者が実際に増加するための施策をお願いします。 ・強度行動障害児者の支援においては、直接的な支援の労力だけでなく、ケース検討や外部の専門家の応援等、間接的な労力や費用が必要です。事業者にとそのための経済的補償をお願いします。	1入所施設等から地域生活への移行の推進、(4)重度・重複障害のある人等の地域生活の支援	県立施設改革班 事業支援班	○入所・地域	
97	千葉県自閉症協会	千葉県発達障害者支援センター(CAS)の一層の強化をお願いいたします。	5障害のある人の相談支援体制の充実、(1)地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	
98	千葉県特別支援学校長会	特に重度・重複障害のある人等への地域サービスが守られるような福祉サービスの充実に更に取り組む必要があると考える。	1入所施設等から地域生活への移行の推進、(4)重度・重複障害のある人等の地域生活の支援	県立施設改革班 事業支援班 地域生活支援班 療育支援班	○入所・地域	
99	千葉県特別支援学校長会	医療・福祉機関と連携し、医療的ケアに対応したショートステイやレスパイトの充実・拡充に向けた体制整備が必要と考える。	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実、(2)通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進	事業支援班	○入所・地域	
100	千葉県特別支援学校長会	屋外での移動が困難な方への、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出及び通学通所の送迎等の通学・移動支援の充実・拡充に向けた体制整備が必要と考える。		地域生活支援班 療育支援班	○入所・地域 ○療育	
101	千葉県特別支援学校長会	フルタイム勤務へ向けたステップとして、就労支援機関による短時間就労などの職場開拓が充実すると良い。	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実、(1)就労支援・定着支援の体制強化	事業支援班	○就労	
102	千葉県特別支援学校長会	通学路等の既存のバリアフリー施設で改修が必要な場所が多くある。	8様々な視点から取り組むべき事項、(5)住まいとまちづくりに関する支援	権利擁護	○入所・地域	健康福祉指導課
103	千葉県特別支援学校長会	災害時の避難が長期間になった場合、医療的ケア等を必要とする方への物資、電源確保等が心配である。個に応じた物資や電源確保(福祉避難所となっている施設へ公用車として電気自動車を整備する)等、福祉拠点の充実が全体的に図られると良い。	8様々な視点から取り組むべき事項、(6)暮らしの安全・安心に関する支援	計画 障害保健福祉推進班	○入所・地域	危機管理政策課
104	千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会	障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実について、特にひきこもり傾向の人の場合、通所サービス等の利用を希望しても、障害の影響等により公共交通機関等の利用や外出時の自力での移動が困難な状況にあることが多いことから、通所サービス等の社会資源活用や社会参加の機会を増やしていくため、自動車による移動サービスの新設や送迎サービスの強化に取り組む必要があります。		地域生活支援班 精神保健福祉推進班	○入所・地域	
105	千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会	「人材の確保・定着」について。障がい者の半分以上が「高齢・障がい者」高齢分野である。その点からも、高齢・障がい分野それぞれが人材確保を掲げるというより、両分野の共有重大事項として「福祉・介護職員数の確保及び育成」を一緒に行ったりして、福祉専門職の確保を目指して目標値を定めてはどうか。	8様々な視点から取り組むべき事項、(1)人材の確保・定着	地域生活支援班	○入所・地域	高齢者福祉課 健康福祉指導課

NO	団体名	第八次千葉県障害者計画に期待すること	「第八次計画に期待すること」の、第七次計画での関係施策	障害者福祉推進課・障害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
106	千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会	虐待防止及び相談支援のアドバイザー派遣制度について、一つは使い勝手の問題として、運用(使用)条件、制度があっても事業所に十分理解してもらえているか、さらに周知の問題等があるのではないか。利用してもらう側(行政)が十分利用してもらえるよう創意・工夫を行っていく必要があるのだと思う。運用条件緩和・通知だけでなくチラシを作成などなど。	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、(3)地域における権利擁護体制の構築	虐待防止対策班	○権利	
107	千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会	障害のある方で触法状態に陥る方がいます。そのあたりの対策や支援の充実を謳ってはどうか。	8様々な視点から取り組むべき事項、(5)矯正施設からの出所者等に対する支援の推進	精神保健福祉推進班	○入所・地域	健康福祉指導課
108	千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会	就労支援の充実として、協力企業の開拓やアプローチの充実を図ってはどうか	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	事業支援班	○就労	
109	千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会	「障害のある人への理解の促進」について、化学物質過敏症や低周波過敏症、電磁波過敏症を抱えた方は日常生活環境においてとても苦しんでいます。それに加え周囲の人の理解不足により孤立し精神的な不調をきたしている方がおり、相談を受けています。全体からすると少数の悩みかもしれませんが、その生活のしづさは深刻です。地域住民への周知を図り理解を広めるための啓発活動に取り組む必要があります。		権利擁護	○権利	
110	千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会	グループホームは地域での住まいの場として、大切な資源となっているが、常に満床であり必要な方が必要なときに入所できない状況がある。そのため、地域移行が可能な方に対してのより一層の支援を強化する必要がある。また、グループホームについては、その支援の質について、法人により大きな差があることは否めない状況がある。利用者がより充実した生活ができるように支援の質の向上について具体的な取組みが必要です。	1入所施設等から地域生活への移行の推進、(1)グループホーム等の充実及び地域生活拠点等の整備	事業支援班	○入所・地域	
111	千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会	地域における相談支援体制の充実について、基幹相談支援センターの円滑な運営や質の高い業務の遂行において人材確保や人材育成等の問題が支障となっていることから、基幹相談支援センター設置の更なる促進はもちろん、既存のセンターの強化を図ることが課題です。	5障害のある人の相談支援体制の充実、(1)地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	
112	千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会	ひきこもりの方への対応について、相談窓口を設置すればそれでもいいと思われているところがあるが、窓口設置だけでは不十分である。特にひきこもり支援については、世帯全体を支援する視点が必要となるため、分野ごとに世帯を縦割りで区切って対応するのではなく、分野横断的にすべての相談機関が対応する必要がある。そのため、全分野でこのことを共有し、ひきこもり支援の在り方(家族支援等々)について研修して行く必要がある。	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実、(4)ひきこもりに関する支援の推進	精神保健福祉推進班	○入所・地域	県民生活課 雇用労働課
113	千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会	ヤングケアラーについて。行政においては児童担当課が所管している問題であるが、その実態がいまだによくわかっていない状況がある。サービス利用に一番近い所にある障害や高齢者担当部署と連携して、その実態について把握して行く必要がある。また、相談支援専門員や介護支援専門員等の機関が過剰に負担を押し付けヤングケアラーに仕立て上げている側面があるケースもある。全分野での研修が必要である。		全体	全体	
114	千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会	相談支援専門員が不足している状況がある。相談支援専門員がサービス等利用計画書を作成し、モニタリング等々で定期的にサービス提供事業所と連携していくことは、第三者の視点が入ることとなり、結果として虐待防止等の抑止力となったり、サービス提供事業所の質的な向上につながるかと期待できる。しかしながら、報酬の問題等もあり相談支援に取り組む法人が少ない現状がある。サービス等利用計画書作成100%を目指した地域における相談支援体制の充実に取り組む必要があります。	5障害のある人の相談支援体制の充実、(2)地域における相談支援従事者研修の充実	地域生活支援班	○相談	
115	千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会	車両税減免の手続きについて。申請に必要な書類として、⑤生計同一証明書⑦常時介護証明書(⑤⑦千葉県HPからの説明パンフレット番号)について、簡便化を求めたい。現行は身体と知的障害の方は市町村、精神と戦傷病者は保健所が証明書を発行することとされています。保健所は個人の基礎情報を閲覧することが出来ないため、証明するために申請者に住民票などの書類を取得してもらいながら聴き取りを行わなければならない、手続きが煩雑です。発行場所を区別している合理的理由はなく、住民票の確認に費用がかかるのは差別的ではないかとも感じます。⑤⑦の証明書の提出を求めない都道府県もあります。住民票の確認などで対応していることがあります。千葉県でも保健所や市町村の発行する証明書を抜きに直接県自動車税事務所にアクセスできるように利便性を高めてほしい。		障害者手帳審査班	○入所・地域	税務課
116	日本オストミー協会千葉県支部	災害時の避難場所になる公園等のバリアフリー化の推進と、バリアフリースイールの設置及び設置内容が分かるピクトグラムを公園の入り口に掲示をお願いします。	8様々な視点から取り組むべき事項、(5)住まいとまちづくりに関する支援	障害保健福祉推進班 権利擁護	○入所・地域	公園緑地課
117	日本オストミー協会千葉県支部	災害時の避難所マニュアルの策定を各市町村に促すと共に福祉避難所設置マニュアルの策定促進が必要と思います。	8様々な視点から取り組むべき事項、(6)暮らしの安全・安心に関する支援	障害保健福祉推進班 計画	○入所・地域	危機管理政策課
118	日本オストミー協会千葉県支部	オストメイトが安心して外出できるよう、オストメイトトイレの設置と設置場所のマップの作成への取組。		障害保健福祉推進班	○入所・地域	健康福祉指導課

NO	団体名	第8次千葉県障害者計画に期待すること	「第8次計画に期待すること」の、第七次計画での関係施策	障害者福祉推進課・障害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
119	日本オストミー協会千葉県支部	高齢化したオストメイトが自分で装具交換が出来なくなった時の為、コロナ化で途絶えている、介護施設（介護士・ヘルパー）でのストーマ装具交換の研修への取組みが必要。		障害保健福祉推進班	○入所・地域	高齢者福祉課
120	千葉県自閉症協会willクラブ	入所施設等から地域生活への移行の推進に期待しています。そのために特に在宅でも利用できるサービスや日中活動の場の充実・グループホーム等をさらに充実させてください。また、在宅でも利用できるサービスは働いていたり学校に通っていると提供される時間帯の関係で利用しにくいものがあります。利用のハードルを下げる意味でも平日昼間以外の時間帯でのサービス提供の拡充をご検討ください。	1 入所施設等から地域生活への移行の推進	事業支援班 地域生活支援班 療育支援班	○入所・地域	
121	千葉県聴覚障害者協会	主要施策5.障害のある人の相談支援体制の充実：基幹相談支援センターについて「概ね順調」との評価であるが、聴覚障害の特性を理解している職員が不足。また、他の福祉関係機関との連携が出来ていないと考えられる。	5 障害のある人の相談支援体制の充実、（１）地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	
122	千葉県聴覚障害者協会	主要施策6.障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実：就労定着支援事業について就労継続支援B型事業所の平均工賃月額が伸び悩む原因として作業確保と事業所・製品の認知度不足を挙げているが、工賃を伸ばすために事業所作品・商品に付加価値を付けるための方策について意見交換、情報交換の場を設けていただきたい。	6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実、（５）福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金（工賃）向上への取組の推進	事業支援班	○就労	
123	千葉県聴覚障害者協会	主要施策7.地域の支援施設のみでは支援が困難な障害者に対する支援の推進について聴覚障害者はマイノリティであり、1地域でのその数は少ない。広域から集まらざるを得ないがその移動等に係る支援、1自治体を越えた広域連携（県全体）の連携が求められるが、そのための仕組み作りが必要である。		障害保健福祉推進班	全体	
124	千葉県聴覚障害者協会	主要施策8.様々な視点から取り組むべき事項：人材の確保・定着聴覚障害者のサービス提供には手が届けるヘルパー、ピアヘルパーが必要。介護者初任研修などヘルパー人材育成とあわせて、人材育成にかかる研修等に手話通訳者・要約筆記通訳者が欠かせません。その費用に係る援助施策を八次計画では追加検討いただきたい。	8 様々な視点から取り組むべき事項、（１）人材の確保・定着	障害保健福祉推進班 地域生活支援班	○入所・地域	
125	千葉県聴覚障害者協会	（５）住まいとまちづくりに関する支援のⅡ 取組の方向性公共施設等のバリアフリー化の中に、ヒアリンググループ設置率の指標を入れていただきたい。なお、聴覚障害者の場合、ろう者をはじめ中途失聴者・難聴者、盲ろう者などが集会を利用するにあたって、設備、機材など情報保障のニーズ内容が障害特性によってまちまちであり、多様に対応するため意見交換、情報交換の場を設けていただきたい。特に公共施設整備のバリアフリー化には障害者各当事者団体との十分なヒアリングを行い、適正かつ効果のある整備となるようなプロセスを建設の計画段階から取り入れてほしい。	3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、（６）情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発	障害保健福祉推進班 権利擁護	○権利	健康福祉指導課
126	千葉県作業療法士会	グループホームについては、設置目標数が達成された一方で、今後は支援の質が問われてくると考えられる。世話人等の質の向上に向けた研修実施等の取組みを推進頂きたい。	1 入所施設等から地域生活への移行の推進、（１）グループホーム等の充実及び地域生活拠点等の整備	事業支援班 地域生活支援班	○入所・地域	
127	千葉県作業療法士会	強度行動障害短期入所特別支援事業について、入所できる場所を設ける事も重要なことだが、地域生活継続のためには、作業療法士等の専門職の介入による「改善のための働きかけ」も重要と考えられる。入所中などに評定項目で改善が認められた場合のインセンティブのようなものを独自に設ける、改善に向けた数値目標を設定するなどの対応を検討いただきたい。	1 入所施設等から地域生活への移行の推進、（４）重度・重複障害のある人等の地域生活の支援	事業支援班	○入所・地域	
128	千葉県作業療法士会	重複障害者支援について、受け入れできる事業所拡充のための人材育成に取り組んでいただきたい。	8 様々な視点から取り組むべき事項、（１）人材の確保・定着	地域生活支援班	○入所・地域	健康福祉指導課
129	千葉県作業療法士会	精神に障害がある方の地域移行定着については、長期入院患者の高齢化に伴い介護保険分野との連携がますます重要と考える。各圏域の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の協議の場へ、地域包括支援センターなどの介護保険領域の委員が参画することによる体制整備の推進に期待する。	2 精神障害のある人の地域生活の推進、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神保健福祉推進班	○精神	高齢者福祉課
130	千葉県作業療法士会	障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組みの推進について、子どもたちに対して精神障害についての理解促進につなげる教育を行う際には、特別な病気ではなく、誰もが発症する可能性があることや、自分や友達も同じ特性を持っていることもある事など、「自分たちの延長」としてとらえる事が出来るような周知啓発を期待する。このような内容の教育については、作業療法士などの専門職を利用することを検討いただきたい。	2 精神障害のある人の地域生活の推進、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神保健福祉推進班 権利擁護	○精神 ○権利	児童生徒安全課
131	千葉県作業療法士会	精神に障害のある親をもつ子どものケアやフォロー体制の整備が必要と考える。児童福祉分野との連携を強化し、支援策の整備に取り組んでいただきたい。		精神保健福祉推進班	○精神	児童家庭課 児童生徒安全課

NO	団体名	第8次千葉県障害者計画に期待すること	「第8次計画に期待すること」の、第七次計画での関係施策	障害者福祉推進課・障害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
132	千葉県作業療法士会	虐待の防止について、保護者のレスパイトという観点で通所支援（親子分離での預かり）は有効だが、長期的な家族全体のQOL向上のためには、家族同伴による支援も同等に必要なと思われる。対象児の特性理解や対応方法を把握し、親子関係を構築していくこと、家族それぞれの役割獲得や家族機能充実を支援することに、作業療法士等の専門職が寄与できる。児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの量は増えているが、預かり型ではない支援や作業療法士等の専門職の配置数についても目標としていただきたい。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（1）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	
133	千葉県作業療法士会	学校における合理的配慮などの実効性を高めるために、作業療法士等の専門職の活用を進めていただきたい。その際保護者側での契約によらない形式（例：療育等支援事業の活用や市町村への補助金など）がさらに活用できるように検討いただきたい。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（5）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	特別支援教育課
134	千葉県作業療法士会	障害のある子どもの支援の特徴としては、支援する関係機関が多くなること（横の連携）と、ライフステージの変化で連携（縦の連携）が途切れやすくなることもあるため、積極的な縦横の連携を行っていく必要がある。第8次千葉県障害者計画策定の方向性および主要な施策に「縦横連携」を明記し、支援策を盛り込んでいただきたい。具体的な評価項目については関係機関の会議数、自立支援協議会での連携に関わる会議の取扱数などが挙げられるのではないかと考える。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（5）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	特別支援教育課
135	千葉県作業療法士会	昨今はインクルーシブ教育を望む声が多く、障害があってもなくても様々な教育や活動体験が経験できるよう社会にしていけることが求められてきている。そのため「インクルーシブ教育の推進」を第8次千葉県障害者計画策定の方向性および主要な施策に入れ込んでいただきたい。現状を把握する評価項目としては、並行通園の利用数、障害のある子どもの通常級在籍数などが、推進する評価指標としては、保育所等訪問支援、千葉県障害児療育等支援事業、作業療法士等の専門職の非常勤講師配置などが考えられる。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（1）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	特別支援教育課
136	千葉県作業療法士会	医療的ケアが必要な子どもの適切な支援について、生活の質の向上、社会参加という観点も支援策や目標に盛り込んでいただきたい。		療育支援班	○療育	
137	千葉県作業療法士会	重度心身障害児や肢体不自由児、発達障害や知的障害の支援には教育の視点と医療の視点の両方が重要であり、就学の年代において作業療法士等の専門職による支援を提供するため、学校教育機関での専門職の採用や外部専門家としての活用の推進が必要ではないか。特別支援教育に関する校内研修における活用も有効と考える。		療育支援班	○療育	特別支援教育課
138	千葉県作業療法士会	児童発達支援センターについては、「障害児通所支援の在り方に関する検討会」の報告書（令和3年10月 厚生労働省）にあるように、設置数以外にも、質の担保と地域支援が求められてきている。第七次千葉県障害者計画において、児童発達支援センターに関しては量の評価のみとなっているため、質的な評価も行っていく必要があるのではないかと考えている。現状、地域には作業療法士等の専門職が少なく、支援が受けられない、受けられたとしても頻度が少ない、年齢上限を設けているなど、適正な利用回数ではない状況もある。評価指標として、作業療法士等の専門職の配置数、ペアレントトレーニング実施数、巡回支援件数、療育等訪問支援事業件数、保育所等訪問支援件数、発達相談件数などを設定してはどうか。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（1）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	
139	千葉県作業療法士会	児童発達支援事業所、放課後等デイサービスについて、障害児の増加の推移から、今後も増加傾向と考えられる。一方で「障害児通所支援の在り方に関する検討会」の報告書（令和3年10月 厚生労働省）においては、障害児通所支援が提供する発達支援の質を上げていくことが重要とされており、「質」の評価が求められている。実際、発達支援的な視点が乏しく預かりだけの障害児通所支援事業所や、一般的な学習塾や習い事と類似のことを行い、期待されている障害児通所支援事業所のサービス提供とは異なる事業所も存在していることから、「量」だけではなく「質」の評価が必要と考えられる。具体的には作業療法士等の専門職の配置している事業所数、保育所等訪問支援の実施数などだろうか。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（1）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	
140	千葉県作業療法士会	医療型児童発達支援事業所数について、引き続き目標として掲げ、事業所増加に向けた具体的な施策を検討する必要がある。実感としても医療的ケア児が通所できる事業所が限られているため、利用に至らないケースも多く早急に事業所数を増やす必要があるのではないかと考えている。令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において医療的ケア児を受け入れる場合の単価は上がったが、人材の確保や育成が困難であることにより事業所数が増えにくい状況もあると考えられるため、人材育成の研修会を行っていく必要があると考える。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（1）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	
141	千葉県作業療法士会	保育所等訪問支援について、「インクルーシブ教育の推進」のために非常に重要な支援であると考えている。第七次計画の数値目標以上の事業所が必要なのではないか。また、指定基準は取っているが稼働していない事業所もあり、実際に利用できる事業所は少ないと感じている。事業所数ではなく、実績値を評価していく必要があるのではないかと考えている。事業所が少ない理由としては専門職の不足があり、人材の確保や定着、資質向上に関する研修会等の実施を望む。また、保育所等に対しては、当該事業の周知を引き続きお願いしたい。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（1）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	

NO	団体名	第8次千葉県障害者計画に期待すること	「第8次計画に期待すること」の、第七次計画での関係施策	障害者福祉推進課・障害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
142	千葉県作業療法士会	ライフサポートファイルについて、情報共有や連携するためには重要なツールではあるが、活用にまで至らないことが多い印象がある。配布も大切であるが、重要なのは「継続的な活用」がされているかという視点である。普及に向けて、ライフサポートファイルの活用に対するインセンティブや、ファイルをアプリ化するなどの対策も必要ではないだろうか。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（1）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	
143	千葉県作業療法士会	障害児等療育支援事業の推進および、療育支援コーディネーターの配置人数の増加にあたり、作業療法士等の専門職を活用するための人材の育成や発掘を積極的に実施していく必要があると考える。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（3）地域における相談支援体制の充実	療育支援班	○療育	
144	千葉県作業療法士会	居宅訪問型児童発達支援について、現状では事業者数が少なく、また実施数も少ない現状である。障害のある子どもの地域社会への参加・包容を推進のためにも、増えにくい現状について調査、把握し、対策を講じている必要があると考える		療育支援班	○療育	
145	千葉県作業療法士会	「療育」という用語について、より包括した内容を含む「発達支援」としたほうが適切ではないか。		療育支援班	○療育	
146	千葉県作業療法士会	計画相談支援従事者数について、第七次計画では目標値達成と評価しているが、実際に相談支援業務を行っている資格保持者が少ないのか、即時対応の依頼が困難なケースも経験する。また、障害児においてはセルフプラン率が依然として高く、計画相談支援従事者数が充足しているとは言えないのではないか。啓発活動や研修等の開催数増加とともに、現状に即した従事者数の目標値の再検討が必要ではないか。	5障害のある人の相談支援体制の充実、（1）地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	
147	千葉県作業療法士会	障害のある方の自立支援については、意思疎通が困難な方ほど、当事者よりも周囲の希望・想いが反映されやすいように感じる。高次脳機能障害や知的障害など、表出や認知機能に障害があっても何らかの思いを持っていることが多いため、支援者に当事者の思いを確認することへの意識改革やそのための手段の周知を強化することが必要ではないか。例えば、日本作業療法士会で整備している「生活行為向上マネジメント（MTDLP）」など、意思決定支援のための様々なツールの紹介や活用に関する情報提供の機会を設けてはどうか。		障害保健福祉推進班 権利擁護	○権利	
148	千葉県作業療法士会	就労支援・定着支援の体制強化の一環として、重度障害の方の就労についても、働く場所や時間等の働き方、職務内容等の拡大などについて支援策を検討いただき、数値目標として設定してはどうか。		事業支援班	○就労	
149	千葉県作業療法士会	矯正施設からの出所者等犯罪歴のある方への支援について、住居をはじめとした生活支援や、就労支援機関に対する相談窓口での対応、企業の協力を得た就労先の確保など、一連の支援を切れ目なく行えるような体制の整備を推進いただきたい。	8様々な視点から取り組むべき事項、（5）矯正施設からの出所者等に対する支援の推進		○入所・地域	健康福祉指導課
150	千葉県作業療法士会	サービス管理責任者の養成について、毎年研修を受けられないという声を多く聞く。人口規模を鑑みると年間23200名程度（現行の規模で4回/年開催の規模）の養成が必要ではないか。千葉県より人口規模の小さな県においてもオンラインを活用し、3回/年実施している実例がある。養成人数や開催回数・方法等について検討頂きたい。	8様々な視点から取り組むべき事項、（1）人材の確保・定着	地域生活支援班	○入所・地域	
151	千葉県作業療法士会	暮らしの安全・安心に関する支援として、障害児者の避難についても重要な問題であると考ええる。福祉避難所や医療面のサポートが必要な方についての計画が進む一方で、知的・発達障害児者の避難は年代に関わらず困難が生じやすいため、年代で区切らない対応が必要と考える。地域防災計画の各地域の策定や見直しにおいては、県として特別支援学校や障害福祉事業所等との地域連携の推進なども各市町村に呼び掛けて頂きたい。	8様々な視点から取り組むべき事項、（6）暮らしの安全・安心に関する支援	障害保健福祉推進班 計画	○入所・地域	危機管理政策課
152	千葉県作業療法士会	障害福祉サービスに関する当事者への周知については、特に中途障害の方でサービスがあることを知らず、障害を負ってからかなり経ってから情報を得るケースもある。医療機関などを通じたサービスの周知を強化してはどうか。		地域生活支援班	○入所・地域	医療整備課
153	千葉県作業療法士会	障害の特性及び障害のある人のニーズに応じたサービス提供体制を構築するため、重度重複障害者の地域生活支援に関する実例や、在宅でのリハビリテーションの活用例などを、相談支援専門員に対して周知する機会を作っていただきたい。		地域生活支援班	○相談	
154	千葉県作業療法士会	補装具の給付について、個々の障害者の生活や状態に合った補装具を作成し、自立支援に資するために、給付制度そのものの理解も含めて関係機関や支援者への普及啓発が必要であると考ええる。また、作成した補装具を当事者に生活の中できちんと使用し続けてもらうための、当事者や支援者に対する啓発も併せて必要と考える。		障害保健福祉推進班	○入所・地域	
155	千葉盲ろう者友の会	障害者手帳を持っている方の障害の種類について、報告した資料があるが、盲ろう者は視覚障害者でも聴覚障害者でもない。県内の視覚・聴覚の障害がある人の人数を調べて報告してほしい。		障害保健福祉推進班 障害者手帳審査班	全体	
156	千葉盲ろう者友の会	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会の募集のためテレビに案内を放送していた。研修事業のPRは良くできていると感じた。	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、（5）手話通訳等の人材育成、手話等の普及促進	障害保健福祉推進班	○権利	

NO	団体名	第8次千葉県障害者計画に期待すること	「第8次計画に期待すること」の、第七次計画での関係施策	障害者福祉推進課・障害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
157	千葉盲ろう者友の会	第8次障害者計画について、盲ろう者の数の調査と生活実態の調査をお願いしたいことについては、県に実態調査を行ってほしいと要望している。		障害保健福祉推進班	全体	
158	千葉盲ろう者友の会	重度障害者就労支援特別事業について、県内で実施しているところが少ないので、普及してほしい。		事業支援班	〇就労	
159	千葉県歯科医師会	・小児医療等の体制について、医療的ケア児の増加が見込まれることから、医療的ケア児の口腔機能管理を必要とするため、特別な配慮が出来る歯科医師の育成・小児在宅歯科医療体制の充実を図るために取り組む必要があります。 ・障害者医療の体制について、障害者の増加が見込まれることから、障害者の口腔機能管理を必要とするため、特別な配慮を必要とする歯科治療が出来る歯科医師の育成・医療体制の充実を図るために取り組む必要があります。	8様々な視点から取り組むべき事項、（3）保健と医療に関する支援	法人指導班 療育支援班	〇入所・地域 〇療育	健康づくり支援課
160	千葉県歯科医師会	特別支援学校・特別学級について、摂食嚥下機能の問題がある児童の増加が見込まれることから、給食時に摂食障害を理解している学校関係者を必要とするため、特別な配慮が出来る学校関係者の育成・摂食嚥下障害のための医療体制の充実を図るために取り組む必要があります。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（5）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	法人指導班 療育支援班	〇療育	健康づくり支援課 特別支援教育課
161	千葉県歯科医師会	第七次障害者計画（3）保健と医療に関する支援【Ⅱ取組の方向性】⑦について、ピーパー号事業は現在障害福祉事業課と事業見直し中のため、第8次障害者計画ではその内容に沿ったものにする必要があります。	8様々な視点から取り組むべき事項、（3）保健と医療に関する支援	法人指導班	〇入所・地域	
162	千葉県看護協会	医療的ケア児のケアに当たる看護職の確保・育成について、新生児医療の発達により医療的ケア児が増加しており、また、呼吸器装着などの重症者も多いことから安全なケアの提供とするため、医療的ケア児のケアに当たる看護職の確保・育成に取り組む必要があると考えます。	8様々な視点から取り組むべき事項、（1）人材の確保・定着	地域生活支援班 療育支援班	〇入所・地域 〇療育	医療整備課
163	NECST	・6-3、6-4 就労継続支援A型やB型から一般就労への移行の目標が県内の施設数に比して低すぎるのでは？ ・6-6 定着率が高いことがよいことなのか、再考を要する。 ・6-11と6-13、福祉施設から公共職業安定所に紹介するのはいいが、そこから就職するのは4分の1程度という目標は低すぎないか？	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実、（1）就労支援・定着支援の体制強化	事業支援班	〇就労	
164	NECST	障害者の定義は必ずしも障害手帳を持つことではない。ひきこもり、8050問題、DVなどの関連領域に関して障害福祉含む包摂社会への方向を示していただきたい。		全体	全体	
165	千葉県精神科病院協会	障害者が地域移行するための基盤整備について 令和4年12月10日に可決・成立した障害者総合支援法等の改正案の附帯決議には、「地域移行の推進の観点も考慮し、障害福祉計画の施設入所者数の削減目標について適切な目標値を設定すること」との記載がある。しかし、入院をしている精神障害者の地域移行においては、退院後の受け皿としてグループホーム等の施設が重要な役割を担っている。このことを障害者計画に明記し、グループホーム等の基盤整備は引き続き進めていただきたい。	2精神障害のある人の地域生活の推進、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神保健福祉推進班 事業支援班	〇精神 〇入所・地域	
166	千葉県精神科病院協会	障害者が地域生活を継続するための障害福祉サービスの質の向上について 障害者が地域生活を継続するにあたり、様々な障害福祉サービスの利用が不可欠である。しかし、障害福祉サービスで利用できるヘルパー事業所の中には、精神障害に対する知識や対応スキルに欠けることから、実質的には精神障害に対応できない事業所も多く見受けられる。精神障害にも対応できるヘルパー事業所を増やすため、研修の実施や助成などにより、サービスの質の向上に取り組んでいただきたい。	2精神障害のある人の地域生活の推進、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神保健福祉推進班 事業支援班 地域生活支援班	〇精神 〇入所・地域	
167	千葉県精神科病院協会	入院者訪問支援事業について 令和4年12月10日に可決・成立した精神保健福祉法の改正案には、入院者訪問支援事業が盛り込まれた。この事業の実施主体は都道府県となることが見込まれている。入院者訪問支援事業が真に精神障害者の福祉に寄与するものになるために、アドボケイトが精神障害について正しい知識を持つことが必要と考える。このため、アドボケイトの養成にあたっては障害福祉の観点のみならず、精神医療の観点も盛り込んだ研修を行っていただきたい。		精神保健福祉推進班	〇精神	
168	千葉県精神科病院協会	地域移行・定着協力病院について 地域移行・定着協力病院についても、普及を促進するには、なんらかのインセンティブを検討していただきたい。（例・チーパくんデザインの認定マークが掲示できるようになる等）	2精神障害のある人の地域生活の推進、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神保健福祉推進班	〇精神	
169	千葉県精神科病院協会	精神障害に関する普及・啓発について 認知症においては、小中学校等においてキッズ・サポーター養成講座が開催されるなど普及・啓発が進んでいる。それと比べ精神障害についての普及・啓発は遅れている。一部の障害保健福祉圏域では高校生を対象とした普及・啓発事業に取り組んでいるようであるが、小中学校における普及・啓発は手付かずである。学校におけるメンタルヘルス教育の推進を図っていただきたい。	2精神障害のある人の地域生活の推進、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神保健福祉推進班 権利擁護	〇精神 〇権利	児童生徒安全課

NO	団体名	第八次千葉県障害者計画に期待すること	「第八次計画に期待すること」の、第七次計画での 関係施策	障害者福祉推進課・障 害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
170	千葉県精神科病院協会	障害福祉サービスと介護保険について 超高齢社会を迎える中、障害者の高齢化も大きな問題となっている。65歳以上は介護保険が優先されるもののルールがあるが、65歳に達した障害者であっても要介護の対象とならない者については障害福祉サービスの利用を継続できる旨を市町村と共有し、障害福祉サービスの利用が滞らないよう引き続きご配慮いただきたい。	8様々な視点から取り組むべき事項、(2) 高齢期に向けた支援	事業支援班	○入所・地域	高齢者福祉課
171	千葉県グループホーム等連絡協議会	グループホームの数は増えてきているが、利用を断られるケースや、虐待の増加なども見られる。規模の問題・立地条件なども含めた、質の評価に関しても取り組んでいく必要性を感じる。	1 入所施設等から地域生活への移行の推進、(1) グループホーム等の充実及び地域生活拠点等の整備	事業支援班 虐待防止対策班	○入所・地域	
172	千葉県グループホーム等連絡協議会	国連の権利条約の統括所見でも指摘をされている。精神病院の在り方や、入所施設・グループホームの在り方、ひいては障害者を持たれた方々の暮らしの場の支援の在り方に関して、しっかりと確認し、条約との整合性をしっかりと持てるような計画策定が望まれる。		全体	全体	
173	千葉重症心身障害連絡協議会	医療型短期入所の施設及び病床数拡大 特に医療的ケアを必要とする障害児者については近年の新生児医療の発展により増加傾向にあり、支援体制の強化が求められています。また新型コロナウイルス感染症の流行により種々のサービス利用にも支障が生じている現状があるため、医療型短期入所の病床数の更なる拡充を期待します。	1 入所施設等から地域生活への移行の推進、(4) 重度・重複障害のある人等の地域生活の支援	事業支援班 療育支援班	○入所・地域 ○療育	
174	千葉重症心身障害連絡協議会	緊急時(感染・災害等)の受入体制の充実 昨今の新型コロナウイルス感染症の流行や災害、その他不測の事態により、一時的に在宅での介護が困難になった場合、緊急受入が可能な病床の確保が喫緊の課題と考えます。	1 入所施設等から地域生活への移行の推進、(3) 地域生活を推進するための在宅サービスの充実	事業支援班	○入所・地域	
175	千葉重症心身障害連絡協議会	福祉人材の確保について 施設において退職等により欠員が生じると、募集を行っても直ちに次の人員が確保できない場合があります。そのような場合に、あらかじめ県内の有資格者を把握していただいている県へ施設側から照会可能なシステム(福祉人材バンクのようなもの)があると大変ありがたいです。また介護福祉士・社会福祉士等の潜在的有資格者の職場復帰を促すため、職場復帰支援金の名目で給付を行い、行政として人材の確保をお願いしたいです。	8様々な視点から取り組むべき事項、(1) 人材の確保・定着	地域生活支援班	○入所・地域	健康福祉指導課
176	千葉重症心身障害連絡協議会	障害児者の実態調査を踏まえた計画であり評価なのか疑問を感じます。実態調査等が反映されるような内容、計画策定にしてほしいと思います。		療育支援班	○療育	
177	千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会	基幹相談支援センターについて 地域差があり、看板の架け替えとなって、実態が見えない基幹相談支援センターもある。4つの機能〔①総合相談・専門相談・総合的な相談支援(3障害対応)の実施・専門的な相談支援の実施、②地域の相談支援体制の強化の取組・相談支援事業者への専門的指導、助言・相談支援事業者の人材育成・相談機関との連携強化の取組、③地域移行・地域定着・入所施設や精神科病院への働きかけ・地域の体制整備に係るコーディネート、④権利擁護・虐待防止・成年後見制度利用支援事業・虐待防止〕のうち、何を実施しているのかを調査項目に挙げ、事業内容や予算を確認し、基幹相談支援センターの質がわかる調査にしてほしい。	5障害のある人の相談支援体制の充実、(1) 地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	
178	千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会	地域活動支援センターについて 法に定められた「訓練」「介護」のような「暮らしを分断」することをしないで、当事者の主体性や希望に合わせて生活支援ができる地域活動支援センターは、今後も大きな役割を持つと考えられる。地域活動支援センターに対するモニタリングは数値目標と実績だけでなく、地活のⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型のそれぞれに分け、平均利用人数/日、整備状況、活動内容や地域活動の実践などがわかる項目を立てて、評価してほしい。	1 入所施設等から地域生活への移行の推進、(2) 日中活動の場の充実	地域生活支援班	○入所・地域	
179	千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」と「地域生活拠点事業」について 県事業と市町村事業の実施主体の違いはあるが、同じ地域づくりのアプローチなのにうまく連携が取れていない。参画する事業者としては会議の回数が増えていて負担が大きくなっているの で、一体的に事業を進めていけるようになるようにリードしてほしい。		地域生活支援班 精神保健福祉推進班	○入所・地域 ○精神	
180	千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会	障害福祉サービスの質について(特にグループホーム) 精神障害の障害特性を理解できずに、法律や制度の枠に当てはめて指導する事業所が散見される(特に新規参入のグループホーム)。そもそも制度が実態に合っていないのに、その枠に暮らしをあてはめようとするプランでは、当事者への負担が大きくなる。サービス管理責任者、相談支援専門員、計画相談、支給決定をする市町村の質の向上が求められる。適切な研修会を実施し、アセスメントとプランニングの底上げを図ってほしい。		精神保健福祉推進班 事業支援班 地域生活支援班	○精神 ○入所・地域	

NO	団体名	第8次千葉県障害者計画に期待すること	「第8次計画に期待すること」の、第七次計画での関係施策	障害者福祉推進課・障害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
181	千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会	グループホームの家賃補助について グループホームの千葉県独自の家賃補助は、障害者に対する所得保障がない現状では経済的援助としては評価できるが、支援を必要としない人もグループホームに流れる傾向が認められる。一時的な県の独自事業で対応し続けるのではなく、国に対して「障害者の所得保障」や「低所得者に対する住宅施策の充実」に取り組むことを国に働きかけてもらいたい。	1 入所施設等から地域生活への移行の推進、(3) 地域生活を推進するための在宅サービスの充実	計画	○入所・地域	
182	千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会	ワンルームのグループホームの整備 精神障害者は妄想や不眠等の状態を呈することも多く、集団での生活よりもワンルームタイプのグループホームが向く人が多い。しかし、ワンルームタイプのグループホームの数は未だ不足しているため、さらなる整備を進めてもらいたい。	1 入所施設等から地域生活への移行の推進、(1) グループホーム等の充実及び地域生活拠点等の整備	精神保健福祉推進班 事業支援班	○精神 ○入所・地域	
183	千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会	「入院者訪問支援事業」について 都道府県等の任意事業とあるが、千葉県も実施してもらいたい。実施する際には、市町村と共同で取り組む形を構築してもらいたい。【理由】市町村長同意で強制入院をしている人の権利擁護は市町村長が責任をもって取り組むべき。市町村職員が訪問面会することで、当事者である市民の希望を知ることができ、退院後の地域づくりに活かせるから。市町村同意でなく半年以上の医療保護入院患者にも訪問支援事業を希望するかを確認し、希望する者は事業の対象として市町村職員と面会し、退院後の生活支援について検討するべき。		精神保健福祉推進班	○精神	
184	千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会	居住支援法人についての整備目標を作りモニタリングを実施してもらいたい。精神障害者の居住支援はグループホームと相談支援では不十分である。居住支援法人の整備を進め、現状で課題となっているアパート契約の際の「緊急連絡先」や、「実家の処分」などに力を貸してもらいたい。また、相談支援専門員の中には、グループホームは探せてもアパート探しを苦手としている人もいる。居住支援法人と相談支援専門員が連携をしてサポートできる体制が必要と考える。		精神保健福祉推進班 地域生活支援班	○精神 ○入所・地域 ○相談	住宅課
185	千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会	千葉県居住支援協議会を活性化し、市町村居住支援協議会の設置を促してもらいたい。障害分野だけでなく、地域の中に住むところを確保し住み続けることが難しい人についての支援施策を市町村で検討する場が必要である。千葉県居住支援協議会も協議内容を活性化して、市町村に市町村居住支援協議会設置を進められるような動きをつくりだしてもらいたい。	2 精神障害のある人の地域生活の推進、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神保健福祉推進班	○精神 ○入所・地域	住宅課
186	千葉県障害児の放課後休日活動を保障する連絡協議会	障害児等療育支援事業について ・多制度にまたがる他機関多職種連携が児童の支援には必要となります。連携に焦点を当てた支援体制の整備は計画として継続すべきと思われます。連携を考える時に支援の内容、理念が共有される質的連携を重視した体制の構築を目指すべきで、そのために必要な施策を盛り込んでほしいです。そのためには相談支援専門部会との直接の話し合いなどの連携が必要ではないかと思えます。連携を質のレベルで構築しようとする計画上のニーズを共有してゆくという点に言及せざるを得ません。そこを地域で考えてゆく時に基幹相談支援センターや自立支援協議会のありかた、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修内容と一体的に検討してゆく必要があると思います。 ・セルフプランが児童分野は比率が高くなっているようですが、保護者が相談支援の中で我が子の発達や今後の自立への道筋について専門的な分析に触れ、発達について学ぶ機会になるという一面もあります。ここは障害児等療育支援事業などによる援助ができればよいのですが事業所数の問題もあり今後検討が必要と思われます。		療育支援班 地域生活支援班	○療育 ○相談	

NO	団体名	第8次千葉県障害者計画に期待すること	「第8次計画に期待すること」の、第七次計画での関係施策	障害者福祉推進課・障害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
187	千葉県障害児の放課後休日活動を保障する連絡協議会	・放課後等デイサービス事業について 第8次計画の終了時をも見据えて、少子高齢化が益々進行する。この割合で増加する障害者が成人期になると生産人口の著しい減少と社会保障費の増加が見込まれる。消費税や法人税の増加だけでは賄えない事態が来ることは必然となる。地域格差が益々ひろがる。南部房総と東京都に近い都市部。指定申請は地域の特性を鑑みて市町村に下した方がよい。コロナ禍により顕在化し急速に拡大した軽度発達障害児の生活のしにくさを学校、学童、放デイ、保育園、児童発達支援事業所が各事業ごとに支援していくことに限界が生じている。保護者ニーズの変化の顕著に変化している。世帯の家計維持のために預けて働きたい。家族として障害のある子に係るすべを学ぶ機会が減少した。小学校時は学童があるが子どもが思春期になる中学校時期には預け先が放デイ以外にない。放デイ事業所の急激な増加により職員の勤務年数が減少し放課後デイの人材育成ができない。特化型の増加はその子と家族ごと支援するのではなく自社のカリキュラムを進行するのみとなりより就職、離職しやすい環境を助長した。虐待や合理的配慮にかける事業所が潜在的に増加している。1事業所では経営的に成り立たないのでM&Aにより統廃合が進み、さらに事業運営の容易な特化型の増加が懸念される。 ①放課後等デイサービス事業所数は増加させない。②小学校時期においては学童の整備を行い吸収する。予算も増額する。中学校時期においては放デイとして対策を講じる。統廃合により空き学校を再利用し学童放デイ児童発達支援、就労事業所等介護保険事業所等が1か所に集まり各事業を1か所で行えるようになること相互理解も進みユニバーサルな社会となる1助になると思う。 ③特化型は学習塾や習い事と同様で国保による給付は取りやめる。④医ケアの必要な児童生徒には各市町村の状況を勘案しながらもっと手厚い給付を行う。		療育支援班	○療育	
188	千葉県障害児の放課後休日活動を保障する連絡協議会	・多制度にまたがる他機関多職種連携が児童の支援には必要となります。連携の要に立つ相談支援専門員には児童分野の相談についてしっかり研修の機会を提供してほしい。 ・相談支援でケアマネジメントが行われていないのではないか。相談支援専門員が事業所にほとんど顔を出さない。その事業所が子ども成長発達に対してどのような支援をどのような考えで提供しているのかをモニタリングできるようにするための研修も計画するべきではないか。 ・放課後支援に特化した研修が相談支援専門員に必要ではないか。	5障害のある人の相談支援体制の充実、(2)地域における相談支援従事者研修の充実	療育支援班 地域生活支援班	○療育 ○相談	
189	千葉県障害児の放課後休日活動を保障する連絡協議会	どこが担うかは別としてもうそろそろ障害福祉の分野もなんらかのWeb 対策を講じてゆく必要があるのではないか。保護者の意向が強く支援計画に影響する児童期に、保護者が情報を得るのはほとんどインターネットとなっています。しかしここでは誤情報も多く、子どもたちの発達ではなく集客のための虚の浮いたような広告があらわれている中で家族がスマホなどを通して正しい情報にアクセスできるような対策を官民で情報収集して検討してゆくことはできないのだろうか。千葉県総合支援協議会にWeb部会のようなものを新設することと考えられると思います。		全体	全体	
190	千葉県手をつなぐ育成会	総合支援法の第2条2の責務である必要な助言、情報の提供、財政的援助等、地域生活支援事業の総合的な推進、権利擁護等については、県の活動が良く見えていません。県の活動の「見える化」とさらなる事業の取組をお願いしたい。		全体	全体	
191	千葉県手をつなぐ育成会	入所施設等から地域生活への推進等については、市町村にどのような助言や施策の推進が行われているのでしょうか。色々な面での取組みや助言が必要です。		全体	○入所・地域	
192	千葉県手をつなぐ育成会	地域生活支援拠点の整備は、市町村によって差がある。特に地方ほど取組みが遅い。地域のやる気に任せるだけでなく、積極的な指導と支援をお願いします。また、「面的な整備型」においては、5つの機能の充実においても、地域との連携においても、形式的な整備になりやすいので、県としての今後の方策や支援が重要である。地元の要望を満たして行くためには、整備情報の開示とともに、県としての実態の把握、国とは違った県内の好事例集等の作成、市町村の検証の把握検証、コーディネータの配置を行うなどを計画に取り込んでほしい。	1入所施設等から地域生活への移行の推進、(1)グループホーム等の充実及び地域生活拠点等の整備	地域生活支援班	○入所・地域	

NO	団体名	第8次千葉県障害者計画に期待すること	「第8次計画に期待すること」の、第七次計画での関係施策	障害者福祉推進課・障害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
193	千葉県手をつなぐ育成会	・グループホームの定員数は増えているが、質の低下やトラブルの例を聞いている。事業所の運営の質について評価し、改善策の策定をお願いします。 ・認可する立場として、重度や強度行動障害の方を理解し受け入れる事業所への支援とともに、専門的な知識を持つ職員の配置を充実する方策を検討して頂きたい。 ・グループホームの定員の推移では、令和元年が6,428名、令和5年度が8,400人である。人数の増減（2850名）の内訳（精神、知的、身体、その他）が不明であり、どのような内容のGHを重点的に増やしていくのか、市町村の数値の合計のみであれば、目標の内容が見えないので指標（目標）としては工夫が必要である。 ・具体的には、グループホームの数は民間参入で増えたが、医療的ケア、夜間の支援、行動障害等、支援区分の高い障害者、高齢化する障害者に対応したグループホームは少ないのが現状であり、整備方針、数値目標、サービス管理者や生活支援員等を含めた人材の育成や確保の方針を策定して頂きたい。 ・日中支援型グループホームについては、その見守り（現状把握や助言）を地域自立支援協議会で取り組んでいるが、少し問題があると思われるグループホームに対する見守りが困難である。県の協力・助言が必要であり、その方策を講じて頂きたい。 ・グループホーム全体としては、様々なタイプのグループホームがあるので、運用に関して指導、助言、改善を行なうには市町村のみでは限界があり、県の指導、助言が不可欠と考えるので、その方策の検討をお願いしたい。 ・グループホーム等の事業を支援する障害者グループホーム等支援ワーカーの配置は評価できる。 ・グループホームの設置や運営、利用者家賃等への千葉県独自の助成・補助については、大変評価できる。さらに、地域格的差を考慮した支援方策を検討して頂きたい。	1 入所施設等から地域生活への移行の推進、（1）グループホーム等の充実及び地域生活拠点等の整備	事業支援班	○入所・地域	
194	千葉県手をつなぐ育成会	袖ヶ浦福祉センター入所者の地域移行後の生活について、受け入れ先だけでなく県も責任を持って支援し、専門的なフォローをお願いしたい。「千葉県重度の強度行動障害のある方への支援システム」がどのように活用されているか、評価・報告をお願いしたい。また、地域移行後、本人が本当に幸せな環境で暮らせているのか、フォロー体制の確立をお願いします。	1 入所施設等から地域生活への移行の推進、（6）県立施設の在り方	県立施設改革班	○入所・地域	
195	千葉県手をつなぐ育成会	子どもたちが障害を理解し支え合う心を育むための福祉教育は小中高生の必須カリキュラムとして、教育部門等と協働して策定をお願いします。具体的には、子どもたちへの福祉教育の推進として、現在の計画には「第三次特別支援教育推進基本計画」や「特別支援学校整備計画」に掲げられた「インクルーシブ教育」や「支援学校の整備」等が取り上げられていません。計画策定に当たっては配慮されるものと考えますが、福祉計画と一体的な整備が必要であり、教育部門と協働して、重点項目の設定や数値目標の設定をお願いします。この際に教育の一環として、知的・発達障害の特性を伝える啓発キャラバン隊の活動は有用であると考えられるので、その活用策や活動団体等の支援方策の検討もお願いしたい。	3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、（2）子どもたちへの福祉教育の推進	権利擁護	○権利	特別支援教育課 健康福祉指導課 学習指導課
196	千葉県手をつなぐ育成会	障害者差別解消支援地域協議会（義務）や各事業所の虐待防止委員会の設置（義務）が遅れており、加速する支援方策の検討をお願いします。加えて、障害者差別解消法の見直しが行われていますが、義務化される民間の事業者、教育関係者、障害者団体等への周知、啓発について幅広く取り組んで頂きたい。さらに、本人は、虐待・差別があっても意思を表に出したり相談したりすることが苦手です。身近にいる地域相談員が相談対応力を身に着けることで、話しやすい環境を作ることがもっとできると考えるので、広域専門指導員や地域相談員のスキルアップの方策を計画に取り入れて頂きたい。	3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、（3）地域における権利擁護体制の構築	権利擁護 虐待防止対策班	○権利	
197	千葉県手をつなぐ育成会	「バリアフリー化」の数値目標については、どちらかという身体障害者を対象としたものが中心となっており、知的障害者とか精神障害者を対象とした「こころのバリアフリー」に関するものを数値目標に追加して頂きたい。	8 様々な視点から取り組むべき事項、（5）住まいとまちづくりに関する支援	権利擁護	○権利	
198	千葉県手をつなぐ育成会	成年後見制度については利用促進法第2期計画が開始されています。その中で、法制度そのものの見直しも検討されていますが、少なくとも4年はかかりますので、成年後見制度利用が必要な方々が、メリットを実感できる後見環境が県内でどこでも整備されるよう、計画にも書き込み、市町村との連携で、推進していただきたい。	3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、（3）地域における権利擁護体制の構築	権利擁護	○権利	健康福祉指導課
199	千葉県手をつなぐ育成会	幼児期・学齢期は、生活面を含め教育と療育が一体となり一貫した支援をすることが必要です。現在の児童発達支援センターを、18歳まで療育相談を受けられるようにしてください。		療育支援班	○療育	
200	千葉県手をつなぐ育成会	・放課後等デイサービスの定員数は増えているが、質の低下やトラブルの例を聞いている。事業所の運営の質について評価し、改善策の策定をお願いします。さらに、認可する立場として、重度や強度行動障害の方を理解し受け入れる事業所への支援とともに、専門的な知識を持つ職員の配置を充実する方策を検討して頂きたい。 ・放課後デイサービスを毎日利用している方が、卒業後のタフの過ごし方（通所後の2～3時間）に困っています。大人の放課後をどう過ごすのか、そのサービスをどのように考えるのか、計画の際に検討して下さい。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（5）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	

NO	団体名	第8次千葉県障害者計画に期待すること	「第8次計画に期待すること」の、第七次計画での関係施策	障害者福祉推進課・障害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
201	千葉県手をつなぐ育成会	地域における相談支援体制の充実に必須の基幹相談支援センターの設置促進と、計画相談のための相談支援専門員の増員に向けて、さらなる取組みをお願いします。専門コース別研修等により、相談支援専門員等の専門性の向上に取り組むとともに、主任相談支援専門員研修を実施し、指導的役割のできる相談支援専門員の増員をお願いします。また、相談支援専門員が、所属する法人等の立場に縛られずに、本人支援を第一に考えて広く計画立案ができるような体制（身分保障）が望ましいと考えます。そのための報酬助成や研修をご検討ください。	5障害のある人の相談支援体制の充実、（１）地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	
202	千葉県手をつなぐ育成会	せっかく就労しても、短い期間で離職してしまうケースを身近でよく聞くので、就労した後の追跡調査を検討して頂きたい。また、ジョブコーチの派遣や仕事に取り組める環境づくりを重視して取り組んで頂きたい。	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実、（１）就労支援・定着支援の体制強化	事業支援班	○就労	
203	千葉県手をつなぐ育成会	就労の促進と定着支援が充実するために、就労移行支援、就労支援A型等の事業所と、就労支援センターや障害者就業・生活支援センターが連携を強化できるような方策をお願いします。	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実、（１）就労支援・定着支援の体制強化	事業支援班	○就労	
204	千葉県手をつなぐ育成会	職場における合理的配慮の推進についても、研修等の実施をお願いします。	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実、（３）障害のある人を雇用する企業等への支援	事業支援班	○就労	
205	千葉県手をつなぐ育成会	千葉県発達障害者支援センターのほかに、千葉県各地区に身近に療育相談ができる拠点の設置に取り組んで頂きたい。		療育支援班	○療育	
206	千葉県手をつなぐ育成会	強度行動障害がある方への支援に関しては、暮らしの場支援会議や千葉県行動障害者支援サポーター派遣事業などがあるが、地域で活用しきれいていないとされます。そのため、各地で支援に行き詰っている現状が散見されます。折角の県の仕組みを活用しやすくし、県内どこにでも、専門性の高い支援者（現場にも、相談支援の場にも）がいるように取り組んで頂きたい。	1入所施設等から地域生活への移行の推進、（４）重度・重複障害のある人等の地域生活の支援	県立施設改革班	○入所・地域	
207	千葉県手をつなぐ育成会	・医療的ケアを必要とする方や重症心身障害がある方向けの短期入所施設は、数が少ないため、市町村を超えての利用も多くなると考えられる。このような施設は緊急時対応の上でも必要であるが、市町村単位でそれぞれに整備を進めるのは困難なため、県において広域的に整備を進めていただくことを期待する。 ・医療的ケアが行える短期入所事業者数・床数の増には、引き続き取り組んでいただきたい。その際、地域生活支援拠点との連携も図ることを明示していただきたい。	1入所施設等から地域生活への移行の推進、（４）重度・重複障害のある人等の地域生活の支援	事業支援班 地域生活支援班	○入所・地域	
208	千葉県手をつなぐ育成会	通勤・通学や入所施設利用者は移動支援が利用できない自治体が多いが、地域で暮らす障害者にとっては生活を支えるために必要な制度です。県下の自治体に対する指導や財政的支援を検討して頂きたい。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（５）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	地域生活支援班 療育支援班	○入所・地域 ○療育	
209	千葉県手をつなぐ育成会	障害者のスポーツ・文化活動を推進するため、県立の施設、特に特別支援学校や高等学校の施設を優先的に利用できるよう、県として指導、助言をお願いしたい。	8様々な視点から取り組むべき事項、（４）スポーツと文化芸術活動に対する支援		○入所・地域	生涯スポーツ振興課 文化振興課 特別支援教育課 教育施設課
210	千葉県手をつなぐ育成会	パラスポーツの底辺を広げるため、パラスポーツフェスタちばの競技種目を増やしてほしい。（例えば、フライングディスクの種目に取り組んでいる障害者が多い。）	8様々な視点から取り組むべき事項、（４）スポーツと文化芸術活動に対する支援		○入所・地域	生涯スポーツ振興課
211	千葉県手をつなぐ育成会	療育手帳の法的根拠を現行制度が十二分に機能することを保証しながら、地方自治体での取り扱い等を統一されますよう障害者、家族、関係者を入れて検討を行ってほしい。		障害者手帳審査班	全体	
212	千葉県手をつなぐ育成会	災害対策基本法の改正が行われ、個別避難計画の作成等の措置を講ずることになっていますが、形式的なものになっているのではという危惧があります。知的障害児者の特性等から避難所で孤立するという家族からの指摘もあり、指定福祉避難所の情報開示や実際に指定された施設が機能するかなどを含めて実態に沿った検討ととともに、風水害、地震火災など災害に応じた計画の策定と指導助言を検討してください。	8様々な視点から取り組むべき事項、（６）暮らしの安全・安心に関する支援	計画 障害保健福祉推進班	○入所・地域	危機管理政策課
213	千葉県手をつなぐ育成会	障害者総合支援法が定める協議会の設置（法第89条の3）について、知的障害者・家族が参加していない自治体が、県下では約40%弱（育成会調べ）もあります。策定に当たっては、その実態を把握して頂き、市町村の障害者団体や本人が参加できるよう協議会に助言等をお願いします。		計画 地域生活支援班	全体	

NO	団体名	第8次千葉県障害者計画に期待すること	「第8次計画に期待すること」の、第七次計画での 関係施策	障害者福祉推進課・障 害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
214	千葉県手をつなぐ育成会	・福祉人材不足は、各市町村や福祉施設などますます深刻な状況です。策定に当たっては、県としての具体的な施策の検討をお願いします。 ・福祉に携わる人材の確保は、現場において最大の課題となっている。国は処遇改善事業等を行っているが、県としても喫緊の課題として補助金等の金銭的処遇の改善を実施して頂きたい。	8様々な視点から取り組むべき事項、（１）人材の確保・定着	地域生活支援班	○入所・地域	健康福祉指導課
215	千葉県手をつなぐ育成会	次期計画では県の役割分担とともに、可能な限り支援方策等を明示して頂きたい。		全体	全体	
216	千葉県手をつなぐ育成会	個別避難計画関連では、『個別計画策定着手市町村数』をカウントするのではなく、千葉県下全市町村の『平常時避難行動要支援者名簿』の合計人数を母数として、各市町村で個別計画を策定した合計人数をカウントすべきであると考えますので検討ください。	8様々な視点から取り組むべき事項、（６）暮らしの安全・安心に関する支援	計画 障害保健福祉推進班	○入所・地域	危機管理政策課
217	千葉県手をつなぐ育成会	福祉サービス量の見込み・伸び率については、数値のみでの判断とならないような表現を求めます。質の問題や真に本人に合ったサービスとなっているのか、権利擁護の視点で、着目していただきたい。	第3部 障害福祉サービス等の必要見込量等	計画	○入所・地域	
218	千葉県手をつなぐ育成会	障害者の居住支援について 厚労省障害者部会報告書（令和4.6.13）資料1によれば、従来のグループホームの数（定員）とは別に、重度・高齢の方の人数を把握し、それに伴う必要量を計画に入れ込むことが指示されています。指示によると、例えば、50代60代それ以上の人数の把握と、区分5区分6や強度行動障害の方の人数把握が必要であり検討をお願いします。	第3部 障害福祉サービス等の必要見込量等	計画	○入所・地域	
219	千葉県手をつなぐ育成会	千葉県には、障害者グループホーム等支援事業があり、グループホーム等支援ワーカーが配置され、大変いい動きをしてきていますので、県主導で、各市町村の障害者計画にも、組み込まれるように指導をお願いします。	1入所施設等から地域生活への移行の推進、（１）グループホーム等の充実及び地域生活拠点等の整備	事業支援班	○入所・地域	
220	千葉県知的障害者福祉協会	千葉県の重度の強度行動障害のある方への支援について、継続した支援が不可欠と考えます。その際、「暮らしの場支援会議」の運用を軸として、支援サービスの適応を考えるとところでありますが、現行の支援システムに加えて、不足部分の見直しを行い、対象範囲の拡充や補助範囲の見直しなどを期待いたします。現行での不足部分の確認を行った上で、より実情に見合ったシステム運用を持続していただきたいと思います。	1入所施設等から地域生活への移行の推進、（４）重度・重複障害のある人等の地域生活の支援	県立施設改革班	○入所・地域	
221	千葉県知的障害者福祉協会	・「1ー2 施設入所者の地域生活への移行者数」を「1ー2 施設・グループホーム入居者の地域生活への移行者数」に変更すべきではないか。評価はCとこのことだが、ここで言われている地域生活は、多くの場合グループホーム生活を指しているのではないか。しかし現状のグループホームの地域生活は、支援費制度開始時に理想とされていた地域生活（グループホームは家に帰る場、など）からはかけ離れている。第8次千葉県障害者計画では、グループホームの現状（地域生活度、など）を確認し、「施設・グループホーム入居者の地域生活への移行者数」という視点に変えた方が良いのではないか。 ・グループホームの数の充実を図られたが、立地地域の偏在については市町村との調整？が必要では無いかと思われる。 ・重度・強度行動障害・高齢など困難性の高い利用者支援の担い手としては障害者支援施設（入所）への期待が大きいが、その法人の力量によるところが大きいと思われる。一方、グループホームは地域生活ということで、他のサービス（事業者など）をフル活用することが可能で、その利用者のために、自力だけでない地域・他人の力を動員して対応が出来ることになっている。そのためのサービス・事業、医療との連携を推進するための計画をお願いしたい（過疎や地域資源の乏しい地域でもできるように）。	1入所施設等から地域生活への移行の推進、（１）グループホーム等の充実及び地域生活拠点等の整備	事業支援班	○入所・地域	
222	千葉県知的障害者福祉協会	『第七次千葉県障害者計画 数値目標 達成状況管理表』「3ー2 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に関する周知・啓発活動の回数」について。「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」ですが、現状に即した内容に改訂していただきたい。国の差別解消法に先立って作られた県の条例ですが、内容がダブっている部分があるように見受けられます。それもあってか、評価がAとなっている割には理解されていない実感です。また、県の条例制定時からだいぶ状況も変わってきています。第8次千葉県障害者計画では、県の条例改定作業部会のようなものを組織し、国の差別解消法とダブっている部分の整理、より時代に合った内容の追加等を行ってほしい。	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、（１）障害のある人への理解の促進	権利擁護	○権利	
223	千葉県知的障害者福祉協会	地域生活拠点については、それなりに増加傾向ではあるが、その主旨から考えるに期待するほどの結果には至っていない。制度の利用等についてさらなる周知が必要である。重度・重複障害のある人等の地域生活の支援については、地域（GH等）だけでは受け皿として限界がある。施設入所の定員削減ありきではない議論も必要ではないか。現に短期入所事業者数の増加は、施設入所が満床だから仕方なくという利用者も数多く存在するのではないかな。	1入所施設等から地域生活への移行の推進、（１）グループホーム等の充実及び地域生活拠点等の整備	地域生活支援班	○入所・地域	

NO	団体名	第8次千葉県障害者計画に期待すること	「第8次計画に期待すること」の、第七次計画での 関係施策	障害者福祉推進課・障 害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
224	千葉県知的障害者福祉協会	人材確保関係においては、数値目標番号8-6で項目が挙げられているが、障害者福祉関係はこの事業の蚊帳の外と聞いている。グループホーム事業では世話人の確保に苦慮している事業者が多い。人材確保事業では障害者福祉も仲間に入れて欲しい。	8様々な視点から取り組むべき事項、（1）人材の確保・定着	地域生活支援班	○入所・地域	健康福祉指導課
225	千葉県知的障害者福祉協会	「電気代、ガス代、ガソリン代高騰への支援」入所系事業所には物価高騰対策として補助が出ていますが、通所系には出ておりません。就労系事業所の多くは20～30名定員の規模としては小さいですが、標記の負担が昨年比2倍以上になっているところが多いです。 “日中活動だけだから”との解釈だと思いますが、正直、苦しいです。是非とも検討下さい。		虐待防止対策班	○入所・地域	
226	千葉県知的障害者福祉協会	「障害者雇用代行ビジネスの実態の把握」近年、県内でもいわゆる“障害者雇用代行ビジネス”事業者が増えております。しかし、実態が不透明で、若干の不安も感じます。実態把握を出来ないものでしょうか？		事業支援班	○就労	
227	千葉県知的障害者福祉協会	・計画相談支援従事者数が目標数値達成となっているが、数値的な達成評価と実際の現場状況に乖離があり、計画相談支援を希望される利用者が柔軟に相談支援専門員と繋がれない事例が散見されています。 ・基幹相談支援センター設置市町村数がおおむね順調に推移されているが、障害分野においても多様な相談機関が設置されている。相談対象者の範囲拡大と合わせて障害分野以外の相談機関との連携も必要になっている現状があり、相談者側からみると窓口が広がったメリットがある一方で相談を受ける側のすみ分けが整理しきれなくなっている。あわせて、行政責任におけるケースワークの強化も求められています。 ・相談支援事業所所在市町村数について、相談支援事業が経営自立をする仕組みが不十分であることから、現在の相談支援の実態を深く分析し、現状の加算に当てはまらない相談援助の実践に対する評価（加算）ができる仕組みを検討していく必要があると思います。	5障害のある人の相談支援体制の充実、（1）地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○相談	
228	千葉県社会就労センター協議会	より良い支援を行うよう日々、努力し寄り添うサービス支援を提供するようにしているが、様々な法律や条例の改定など細かな部分で、実際に直接支援している事業所は、事務の量が増加し負担が増えている。支援以外の業務に労力を費やすことも多く、なかなか障害者計画を策定するだけでは支援の質の向上は難しいのではないかと考える。報酬が業務に見合ったものにならないと、理想とする体制の充実は難しい。		地域生活支援班	○入所・地域	
229	千葉県社会就労センター協議会	障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実について、就労移行支援事業所の利用者数の減少について、企業の障害者雇用率の増加に伴い特別支援学校等の卒業生が就労移行支援をステップにすることなく一般就労される方が多くなっていると感じる。就労移行支援事業所それぞれの営業努力も必要だが、県としても有効な利用について検討していただきたい。単に雇用率の達成を目的とするとも捉えられる障害者雇用代行ビジネスに対する県の一定の考え方を示していただきたい。		事業支援班	○就労	
230	千葉県社会就労センター協議会	就労移行支援事業の報酬は一般就労者を輩出することが求められている。事業所運営上は契約者確保と一般就労者輩出をバランスよく支援していくことが必要となるが、ややもすると事業所運営を重視し過ぎると一般就労が可能なのにもかかわらず、事業所の都合で就職に向けた活動をストップするような問題が発生しかねない。このことは就労継続支援事業にも同様のことが指摘できる。また、一般就労者を輩出する実績が高い事業所ほど、事業継続年数が増えていくにつれ、支援対象者が増える。利用契約を解除したから支援やかかわりを絶ってしまうのは、就労移行支援事業としての本分に反するように感じる。しかし、事業所としては支援対象者が増えれば増えるほど、企業支援や就労者への支援負担が増え、現在の施設利用者に対する支援が手薄にならざるをえない。就労実績を上げ、事業継続年数が増えれば増えるほど、支援の質が低下せざるをえないような構造に課題があり、対策を講じる必要性を感じる。		事業支援班	○就労	
231	千葉県社会就労センター協議会	福祉施設等での生産活動、福祉的就労を行う障害のある人の賃金（工賃）向上への取組の推進について、障害者優先調達推進法にて当会が主催する展示販売会を開催しているが、しかしながら、受注に至る成果については課題がある。施設側の工夫や頑張りももちろんのことですが、県や各市町村等からの製品や物品、サービスの調達をもっと活性化するべく手段を講じていただきたい。	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実、 （5）福祉施設等での生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金（工賃）向上への取組の推進	事業支援班	○就労	
232	千葉県社会就労センター協議会	相談支援について、事業収入に対して事業支出の方が多く、収支の均衡が保てない事業所がほとんどと思われる。そのため相談支援事業への支援の魅力は大いにあるものの、事業継続性が担保できないため、次の世代に継続していく体制が事業所としても整わないというのが現実である。サービスの質的向上に向けても適正な事業収入確保が必要不可欠と感じる。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、各事業所の衛生用品や備品等の負担は大きい。また、通所事業所においても陽性者や濃厚接触者等の欠席も事業収入には大きな影響がある。日割り計算により仕方の無いところではあるが、市町村によって在宅支援の支給に異なるところがあるため、統一した認識によりできる限り事業所の影響を考慮の上、運用していただきたい。		地域生活支援班 事業支援班	○入所・地域	

NO	団体名	第8次千葉県障害者計画に期待すること	「第8次計画に期待すること」の、第七次計画での関係施策	障害者福祉推進課・障害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
233	千葉県社会就労センター協議会	障害のある方に自己把握、自己理解を図り自信の二一を自己実現するために、医療分野の協力が必須と考える。医療と福祉の連携の強化が求められる。		全体	全体	医療整備課
234	千葉県社会就労センター協議会	各市の地域自立支援協議会において、行政や専門部会に事業所の困難ケースや相談支援上の課題などをどこまで相談できるか、どこに相談するか分かりにくいため、顔の見える協議会の有り方を考えていただきたい。		計画 地域生活支援班	全体	
235	千葉県社会就労センター協議会	文化芸術活動について、支援する職員のスキルアップが必要と感じる。研修会や体験会を開催いただくことで芸術面の支援、指導が出来る職員の育成が進み、利用者にとってもより良い環境づくりにも繋がっていくと思われる。	8様々な視点から取り組むべき事項、（4）スポーツと文化芸術活動に対する支援		〇入所・地域	文化振興課
236	千葉県身体障害者福祉協会	相談支援体制の充実 ・相談員の減少、特に身体障害者相談員の減少が著しく、その充実強化が喫緊の課題である。 ＊R4年184名 R3年201名 R2209年R元年273名 ・研修の充実について具体的な施策を明記すべきと考える。		権利擁護	〇権利	
237	千葉県ホームヘルパー協議会	精神障害者が安心して地域に早期退院し復帰できるように、介護サービスの資質向上を図る必要が重要と思います。それは、退院をしたがその後に生活の維持のために介護を依頼されますが、事業所が精神障害者への支援を躊躇していることを相談受けているところです。高齢者や身体障害者、知的障害者等の対応には介護職は適応が出来ますが、精神障害者の支援は難しさがあり育成・教育をしていくことが重要と思います。	2精神障害のある人の地域生活の推進、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神保健福祉推進班	〇精神	
238	千葉県精神保健福祉士協会	ひきこもりや8050問題、さらに障害と認定されていないかたへの支援体制について	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実、（4）ひきこもりに関する支援の推進	全体	全体	
239	千葉県医療的ケア児等支援センター	千葉県では平成30年度に千葉リハビリテーションセンターの委託による実名による実態調査を行った。それ以来更新されておらず実態が不明な状況である。令和4年に施行された医療的ケア児支援法においても実態調査の実施による実態把握の必要性が明記されている。愛知県のように、千葉県としても年度末に1回定期的に市町村から数値の提出を求める等により、重症心身障害児者及び、医療的ケア児者の実態把握を行い、計画に実数を明記し実態に応じた支援施策を検討する必要がある。 〇医療的ケア児者・重症心身障害児者の年に1回の実数把握と計画への掲載		療育支援班	〇療育	
240	千葉県医療的ケア児等支援センター	医療的ケアの必要な重症心身障害児者の大きな支援課題としては、セーフティネットとして長期入所、レスパイトのための短期入所・卒後の進路となる生活介護の3つの社会資源の充足が喫緊の課題である。 〇医療型障害児入所施設の増床について（目標 60床 ※内短期入所10床） 〇医療的ケアの必要な重症心身障害者が利用できる生活介護事業所数（目標20施設） 〇老人保健施設における医療型短期入所の実施施設数（目標10施設） 〇老人介護施設等における共生型生活介護の事業所数（目標20施設）		療育支援班 事業支援班	〇療育 〇入所・地域	
241	千葉県医療的ケア児等支援センター	令和4年度 千葉県医療的ケア児等支援センターばりすが設置開設されたことに伴い、新たに目標設定が必要 千葉県医療的ケア児等支援センターにおける目標設定 〇千葉県医療的ケア児等支援センターにおける相談実人数（200件）相談実件（1000件） 〇千葉県医療的ケア児等支援センターにおける地域支援件数（100件） 〇千葉県医療的ケア児等支援センターにおける研修件数（30回）		療育支援班	〇療育	
242	千葉県医療的ケア児等支援センター	災害時に電源を確保し、ダイレクト避難を可能とした避難所を確保できる避難計画 行政横断連携により実効性のある避難計画を迅速に策定する必要がある。 〇医療的ケアの必要な重症児者のための個別避難計画の策定数（目標500件）	8様々な視点から取り組むべき事項、（6）暮らしの安全・安心に関する支援	計画 障害保健福祉推進班 療育支援班	〇入所・地域	危機管理政策課
243	生活サポート千葉	昨年度策定された『千葉県再犯防止推進計画』（R3～R7年度まで）について、触れていただけたらと思います。			〇入所・地域	健康福祉指導課
244	千葉県発達障害者支援センター	発達障害者施策について、強度行動障害のある方々のGHでの生活支援については、GHでの支援の力がまだ不十分であるところが多く、人材養成が必要である。		地域生活支援班 事業支援班	〇相談 〇入所・地域	
245	千葉県発達障害者支援センター	・発達障害でも知的に遅れの無い方々への支援については、生活上困難性を示す部分が多く、より細かいニーズに応えられるよう支援する必要がある。 ・実際に相談を受けていると、診断までの期間が3か月から半年以上になるケースが多い。そのため、診断待機解消事業についても力を入れていく必要がある。 ・発達障害者支援地域協議会の開催については、年度初めおよび年度末には発達障害についての相談の状況や世の中の動向などの確認の為、年2回の開催は必要である。	5障害のある人の相談支援体制の充実、（1）地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	〇相談	

NO	団体名	第8次千葉県障害者計画に期待すること	「第8次計画に期待すること」の、第七次計画での関係施策	障害者福祉推進課・障害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
246	千葉県発達障害者支援センター	発達障害を子に持つ親御さんへの関りについては、幼少期からの関りがその将来性に影響を与える部分が大いと言えるため、ペアレントメンター活動については引き続き活発な活動の必要がある。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、(3)地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○療育	
247	千葉県発達障害者支援センター	医療機関へのつながりについては、診断に時間がかかる・診断できる医療機関が少ない等の理由により医療への繋がりが持てない相談も多い。そのため、より一層の医療機関との連携が必要になってくる。		地域生活支援班	○入所・地域	医療整備課
248	千葉ピアナッツ	2022年10月、11月に行われた千葉県障害者ピアサポート専門員養成研修は多くの研修生と関係者の参加があった。千葉県で障害者手帳保持者が増えているとの調査結果もあったが今後は更に障害者雇用先の確保や法人向けの研修(障害者/ピアサポーター雇用に関して)が必須と思われる。また、同時に就労継続支援も必要。「障害者と働く」「健常者と働く」と、それぞれの立場からの不安や難しさの解決や折り合いの付けどころに対処できるように研修や勉強会等を期待している。	2精神障害のある人の地域生活の推進、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	地域生活支援班 精神保健福祉推進班 事業支援班	○精神 ○就労	
249	千葉県精神障害者家族会連合会	県家族会への支援について。機会あるごとに、お伝えしていますが、県の家族会が運営する家族による家族相談の設置を求めます。		精神保健福祉推進班	○精神	
250	千葉県精神障害者家族会連合会	障害者計画について(意見) 精神全体では、「精神の医療対応」をどのようにして計画に組み込むか考えていただきたい。 精神の課題、悩みは「医療に関することが大半」で、当該計画で取り上げる割合が少ない。 ①精神の原因を探る基礎研究が進まないこと・・・(希望のない生活) ②地域住民と理解ある生活ができないこと・・・(誤解、偏見) ③医療体制の整備の遅れ(病院、医師等の配置) ④個々の対応の遅れ A: 重い病気(統合失調症、双極性障害・・・)・・・ACTが必要 B: 対応が難しい病として、(発達障害(子供～大人～老人まで)8.8%)各種依存症、認知症、てんかん等 C: 症状から見て(引きこもり:国の新引きこもりガイドラインでの対応)これらについて、具体的治療法についての明示、充實的啓発が必要です。 *精神を地域の方にご理解いただくには、精神の疾病分類ICD-10で説明するのが良い。 計画の資料編に掲載すると良いのではないかと。(疾病の種類、患者数、割合はあった方が良くと思います。) *障害者計画への医療の割合が少ないのは市でも同じで、担当者に聞くと、県を見習っているとのこと。 *国の“にも包括”には、保健・医療・福祉関係者による協議となっています。		精神保健福祉推進班	○精神	
251	千葉県精神障害者家族会連合会	精神障害者が安心して地域生活を送るために、基幹相談センターを中心とした、地域連携システムの構築 就労継続事業者(A型・B型、地域活動支援センター等)、グループホーム経営者、当事者・家族会、地域包括支援センター等関係者の連絡協議会を設立し、各事業者間の連絡を密にし、障害者が安心して地域生活を送るような手助けを行う。精神障害者への理解促進について、当事者・家族会等の講演を必須とすることにより、障害者、家族の生の声を届けることにより、市民の理解を促進する。		精神保健福祉推進班	○精神	

NO	団体名	第8次千葉県障害者計画に期待すること	「第8次計画に期待すること」の、第七次計画での 関係施策	障害者福祉推進課・障 害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
252	市町村自立支援協議会	【人材確保に関する意見】 ・人材について、福祉人材の不足及び質の担保に課題があるため、人材育成に取り組む必要がある。 ・人材確保（外国人雇用等）について、介護人材不足から外国人材活用は重要になっている。県の施策においては高齢分野を対象にしているため、障害分野も含む施策が必要（外国人雇用の制度等が障害分野は対象外となっている。） ・医療的ケアの必要な方や行動障がいのある方などの重度障がい者は、グループホーム等を利用しづらい環境となっている。専門的な人材の育成・確保や運営事業者への側面的支援を行いながら、重度障がい者が安心して生活を送ることができる体制整備に取り組む必要がある。 ・相談支援専門員をはじめ、障害福祉サービス事業所に従事する職員が不足していることから、相談支援従事者初任者研修や、サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者基礎研修等を、恒常的にeラーニングで実施するなどして、研修機会を増やし、受講者と事業者を増やす取り組みを進める必要がある。 ・在宅で暮らす重症心身障害、医療的ケア、肢体不自由児者の生活を支えるホームヘルパーについて、人材不足や支援の質が一定しないことから、在宅で暮らす重症心身障害、医療的ケア、肢体不自由児者が安心して在宅で暮らすため、人材確保や支援研修等に取り組む必要がある。 ・支援人材の確保（質&量）について、とくに自閉症・発達障害の基本的な理解がまだまだ不十分です。報酬などの短期的施策にとどまらず、人材確保のために長期的かつ総合的な視点での取り組みをお願いします。		地域生活支援班	○相談 ○入所・地域	健康福祉指導課
253	市町村自立支援協議会	【重度障害のある方への支援に関する意見】 ・「重度の強度行動障害のある方への支援システムの構築」について、“暮らしの場支援会議”を経て民間事業者による受入を進めることとなっているが、自治体によっては予算化が難しいため、対象者がいてもこの事業に乗せられないという状況があることから、市町村の予算化に向けた県の働きかけや仕組みを再考する必要があります。 ・医療的ケアの必要な方や行動障がいのある方などの重度障がい者は、グループホーム等を利用しづらい環境となっている。専門的な人材の育成・確保や運営事業者への側面的支援を行いながら、重度障がい者が安心して生活を送ることができる体制整備に取り組む必要がある。 ・重度心身障害のある人について、親亡き後の安心して生活を確認するため、医療的ケアがあっても利用できる入所サービス（短期入所・療養介護等の施設入所支援）を拡充する必要があると考えます。 ・医療的ケアを必要とする方や重症心身障害がある方向けの短期入所施設は、数が少ないため、市町村を超えての利用も多くなると思われる。このような施設は、緊急時対応の上でも必要。市町村単位でそれぞれに整備を進めるのは困難なため、県において広域的に整備を進めていただくことを期待する。 ・強度行動障害児者への支援を根本的に強化してください。強度行動障害の支援者を養成する研修は行われてきましたが、依然として受け入れる施設がなかったり、虐待事案や暴行事件が起きたりしています。いま取り組まれている諸研究成果を活かし、この問題の解決・改善にいっそう注力してください。 ・強度行動障害児者の支援においては、直接的な支援の労力だけでなく、ケース検討や外部の専門家の応援等、間接的な労力や費用が必要です。事業者にとそのための経済的補償をお願いします。		県立施設改革班 事業支援班	○入所・地域	

NO	団体名	第8次千葉県障害者計画に期待すること	「第8次計画に期待すること」の、第七次計画での 関係施策	障害者福祉推進課・障 害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
254	市町村自立支援協議会	【グループホームに関する意見】 ・グループホームは地域での住まいの場として、大切な資源となっているが、常に満床であり必要な方が必要な時に入所できない状況がある。そのため、地域移行が可能な方に対してより一層の支援を強化する必要がある。また、グループホームについては、支援の質について、法人により大きな差があることは否めない状況がある。利用者がより充実した生活ができるように支援の質の向上について具体的な取り組みが必要。 ・GH等の福祉サービスは年々増加をしているが、対象者が利用してから問題が起こる場合があるが、必ずしも事業所だけの責任ではなく、利用者と事業者の相性が合わなかったということもあるため、県として事業者に求めるものを明らかにして、各事業者がそれに沿っているか客観的に見れるよう、量だけでなく質も見える、問えるような計画に取り組む必要がある。 ・精神障害者は単独で地域社会で生活することはできないが、当事者の意識はGHに入居したくないという人が大半のため、在宅で単独生活をする当事者に対して、必要に応じて世話人が訪問できる体制が必要ことから、サテライト式GHの充実に取り組む必要がある。 ・矯正施設出所時の戻る家のない方の支援が課題。受け入れてくれるGHや入所施設も限られており、アパートを借りる際にも連絡先が無い等の理由により、家を借りづらい状況もある。あんしん賃貸住宅も機能しているとは言いがたい。受け入れてくれるGHや入所施設の拡充に向けた取り組みや、あんしん賃貸住宅の見直し（矯正施設出所者でも受け入れてくれる不動産屋の増加）を盛り込んで頂きたい。 ・検討されている通過型のグループホームのような類型を新設するのではなく、個々のASD者に合わせて柔軟な制度運用によってASD者にとって住みやすいグループホーム生活を実現してください。そのために、現在の日中サービス支援型や介護サービス包括型を見直しASD者にとって住みやすいものにしてください。 ・親亡き後を踏まえると、知的重度障害者の休日を含めた支援が必要です。グループホームでの休日支援の整備をお願いいたします。		事業支援班	○入所・地域	
255	市町村自立支援協議会	【障害福祉サービス等の充実に関する意見】 ・地域生活への移行を推進するのであれば、地方におけるサービス事業所の絶対数を増やす必要がある。都市部に比べて、まだまだグループホームやB型作業所など地域移行に必要なサービスを提供する事業所が少ない。また、居宅介護なども日中のみの対応で、社会復帰をして仕事が終わってからサービスを受けたいというニーズにも対応できないのが現状である。そのため、地方においてもある程度の障害福祉サービス事業所を確保できるよう、新規参入、そして、事業を継続できるような仕組みを作る必要がある。 ・特別支援学校のスクールバスについては、乗車希望はあっても希望に叶うコースやバス停がないため、保護者が送迎しているケースも少なくない。このような時、通学時の支援で利用できる福祉制度としては移動支援が考えられるが、市町村により指定や運営の基準及び報酬が異なるため希望があっても利用できない児童がいることや、報酬単価が低いため新規事業者が参入しづらく、また人員の確保も難しいため移動支援のサービス提供事業者が少ない問題がある。このことから、移動支援事業の対象サービスの拡充、参入事業者が増えるような報酬単価を引き上げられるように実施主体である市町村への支援、人員確保のための体制整備が必要である。 ・医ケア児への在宅サービス及び受け入れ施設が現状では少ないことから、その充実に取り組む必要がある。 ・必要なのに福祉サービスにつながらない人たちをどうつなげていくか。 ・居宅介護や訪問看護、短期入所等の利用可能な福祉サービスについて、保護者や事業所、学校などの関係機関に周知する体制を整えることで、在宅支援機能を強化することが必要である。		療育支援班 事業支援班	○入所・地域 ○療育	特別支援教育課

NO	団体名	第8次千葉県障害者計画に期待すること	「第8次計画に期待すること」の、第七次計画での 関係施策	障害者福祉推進課・障 害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
256	市町村自立支援協議会	【発達障害に関する意見】 ・発達障害者支援センターの規模拡大もしくは新規開所（2箇所で500万人対応は不可能と思う。） ・発達障害の場合、専門的支援拠点の千葉県発達障害者支援センター（CAS）が設置されているが、相談しても各地域へ委託されている事業所を紹介されてしまう。紹介先の事業所も発達障害の専門機関ではない為ほとんど機能していないのが実情である。発達障害の対象者が増加傾向にある現実には支援が追いついていない。せめて発達障害の専門職員が中核地域生活支援センターに人員配置されることからでも実施して欲しい。 ・ASDの人に適した住まいを拡充してください。ASDの人に適した住まいが不足しています。また、日常的に保護者の支援で生活している在宅の重度のASD者は、親の高齢化にともない親亡き後の住み方を必要としています。 ・発達障害のわかる医師を増やしてください。 ・現在は社会に出てから発達障害が表面化する方もいるように感じます。今の成人の幼少期に比べればかなり改善しているとは思いますが、さらなる掘り起し、サポートができればと考える。		地域生活支援班	○相談	
257	市町村自立支援協議会	【障害者理解・マークに関する意見】 ・ヘルプマークの更なる普及促進と、更なる利活用を推進するため、県において、当該マークに貼付するヘルプシールを作成し、各市町村へ配付してほしい。 ・障害を理由とした差別の相談に適切な対応ができるよう地域相談員が配置されているが、実際の相談件数が非常に少ない実情がある。地域相談員になっても何をすればよいかわからないまま相談員を続けている実情もある。地域相談員が積極的に活動できるような改善が必要と考える。市民に認知されるような啓発活動の充実。地域相談員の研修の機会を増やし相談員の資質の向上を図る。地域相談員同士の連携の充実。相談員の年齢や体調不良により活動が難しくなった場合の相談員の交代など、実効性ある対策が必要と考える。 ・特に精神障害への理解が遅れています①現在、協議会によって高校生への精神障害についての授業が行われていますが、域内の中学生対象の教育も行ってほしい。②民生委員と協力して住民への理解を広げる活動をしてほしいその為に行政が主体的に動いてほしい。 ・障害者差別解消法改正に伴い、県の施策、取組みについて修正する必要がある。 ・精神疾患や精神障害に関する相談や支援が福祉の現場でも増えている現状から、予防的な意味合いでメンタルヘルスリテラシー教育のさらなる充実を県としても進めていただき、こども、大人、高齢者までメンタルヘルスについて正しい知識や、適切な関わりについて学ぶ機会の充実を進めていただきたい。 ・成年後見制度利用促進法の制定により「中核機関」の設置などがある中で、メリットのある、身近な制度となる方策を講じる必要がある。 ・障害のある人の理解促進のための交流の場を地域で整えていく必要を感じる。		障害保健福祉推進班 権利擁護 精神保健福祉推進班	○入所・地域 ○権利	健康福祉指導課
258	市町村自立支援協議会	【学齢期支援に関する意見】 ・ライフサポートファイルについて、県内の多くの地域で導入されているが活用できていない地域が多いことから、障害児の相談支援体制を充実させるため、具体的な形、方法を示した活用の推進に取り組む必要がある。 ・特別支援学校の超過密化が長く続いていることによる、就学児童生徒の生活の質の保障への対応について、県立特別支援学校の増築や増設に取り組む必要がある。 ・放課後デイサービス事業所の充実（医療的ケア児受入れも含めて）等に取り組む必要があります。 ・障害児の相談も増えてきているが利用できる短期入所事業所の数が少ないため、支援が進みづらい現状がある。そのため、障害児が利用できる短期入所事業所のさらなる充実に向けた取組みをしていただきたい。 ・障害のある子どもが放課後、過ごせる場所が不足していると考えます。障害がある子どもその保護者に対して放課後安心して過ごせる場を確保することは、必要なことだと考えます。そのため、児童発達支援センターを中核とした地域における療育支援体制の充実により一層取り組む必要がある		療育支援班	○療育	特別支援教育課

NO	団体名	第8次千葉県障害者計画に期待すること	「第8次計画に期待すること」の、第七次計画での 関係施策	障害者福祉推進課・障 害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
259	市町村自立支援協議会	【相談支援体制の充実に関する意見】 - 相談支援専門員の人員確保・計画相談の質の確保が重要であることから、専門員のスキルアップと負担軽減のための研修機会の提供・横のつながりを持てるような施策が求められます。 - 重症心身障害、医療的ケア、肢体不自由児者を理解し、専門的な相談に対応する知識がある相談支援員や医療ケア児等コーディネーターに相談が出来るようにするため、専門的な相談に対応できるような研修及び、専門的知識のある相談支援員が中心になり、相談支援員同士が利用者からの相談に困った時に聞けるようなネットワークの構築に取り組む必要がある。 - 相談支援従事者初任者研修や現任研修に十分な受講枠がなく、受講を申し込んでも断られることがあり、事業者が事業所を増やすことについて支障が出ているため（サービス管理責任者の基礎研修においても同様）、枠の拡充に取り組んでいただきたい。 - 相談内容の充実、支援の推進、相談件数対応の拡充を考えると、より一層の専門的支援拠点の拡充に取り組む必要がある。 - 相談支援専門員の資質を向上させてください。事業所主体でなく、子どもを含む利用者の利益が優先されることが根本です。親亡き後の親代わりが担える機能にはまだありません。適切な後見人は限られています。		地域生活支援班	○相談	
260	市町村自立支援協議会	【就労支援・工賃向上に関する意見】 - 工賃向上に向けた対策を図る必要がある。障がい者施策として積極的に農福連携に取り組む必要がある。 - 障害福祉サービス事業所の製作物品の販売ができる場所（道の駅のような）を各市町村ごとに最低1か所は作るようにしてほしい。 - 就労支援・定着支援の体制強化（生活基盤の確立と就労を通じてより一層、社会への貢献が期待できる。） - 障害者就業・生活支援センターの運営強化について改めて必要ではないかと考えます。 - 社会的養護施設退所後、先生が濃厚に関わり続けることは難しい。本人に特性があることも多く、就労継続や近隣住民とのコミュニケーションが困難になることも。理解ある企業の開拓とそれをフォローアップする体制づくりが必要。 - 障害のある人の障害福祉サービス事業所（就労移行支援・就労継続支援・自立訓練・生活介護等）への通所について、工賃よりも交通費の額が多くなり、通所するほど収支がマイナスになっている人もいることから、障害者通所施設交通費助成の創設。拡大、増額に取り組む必要がある。 - 中小企業における障害者雇用が伸びていないことから、障害のある人の一般就労を促進するため、中小企業への障害者雇用支援施策の充実を図る必要がある。 - 一般企業への就労を進めると共に各行政機関における就労が重要であることから、各機関では行政職員の理解を促進するための方策を立て、行政機関における障害のある人の雇用環境が一般企業のお手本になるべく取り組む必要があります。		事業支援班	○就労	産業人材課